

〔伊達市〕
新市建設計画

平成17年2月 策定

平成25年3月 改定

福島県伊達市

目 次

第1章 序論	1
1. 合併の必要性	1
2. 合併の効果	3
第2章 新市建設計画の策定方針	6
1. 計画の趣旨	6
2. 計画の構成	6
3. 計画の期間	6
第3章 新市の概要	7
1. 位置・地勢	7
2. 人口・世帯	11
3. 産業構造	14
4. 交通基盤	18
5. 公共施設等	19
6. 主要指標の見通し.....	26
第4章 新市計画（まちづくり）の基本方針.....	29
1. まちづくりの課題.....	29
2. まちづくりの将来像.....	33
3. まちづくりの基本的考え方.....	34
第5章 新市の主要施策	35
1. 地域の魅力を育み、個性かがやくまちづくり.....	35
2. 安心して暮らせるまちづくり.....	37
3. 豊かな心を育むまちづくり.....	40
4. 活力みなぎるまちづくり.....	43
5. 快適で便利なまちづくり.....	45
6. 自然と共生するまちづくり.....	47
7. 協働の自立したまちづくり.....	49
第6章 新市における福島県事業	51
第7章 公共的施設の適正配置と整備.....	53
第8章 財政計画	54

第1章 序論

1. 合併の必要性

(1) 地方分権への対応

地方分権とは、自治体が自主性、自立性を持った上で、「自己決定、自己責任の原則」をもつ仕組みをつくっていくことです。これからは、住民にとって最も身近な自治体である市町村が、創意工夫により行政施策の判断、処理を行っていく機会が多くなってくると考えられます。

このため、伊達5町においても、地方分権の進展に向けた行財政基盤の強化や効率化を図るなどの受け皿づくりを進めるとともに、それにふさわしい行政組織の実現が求められています。

(2) 少子・高齢化への対応

わが国では全国的に少子・高齢化が進行しており、平成7年には既に生産年齢人口が減少に転じ、平成18年以降は総人口も減少していくものと予測されています(国立社会保障・人口問題研究所、平成14年1月)。

少子・高齢化の進行は、産業経済をはじめ、地域のコミュニティ^{※1}や伝統文化の保存・継承など社会のあらゆる面に大きな影響をもたらし、特に保健・医療・福祉面における行政サービスは、質的にも量的にも大きく変化することが予想され、子育て支援や介護サービスの充実など、少子・高齢化に対応した施策を展開していくための人的・財政的な基盤の整備が求められています。

これらに対応するため、伊達5町においてもスケールメリット^{※2}を最大限に活かした、弾力性のある行財政運営や適切な行政サービスを提供することが必要になります。

(3) 生活圏の広域化への対応

伊達5町の住民の生活行動範囲は、モータリゼーション^{※3}の進展と交通網の整備により、日常的に各町の境界を越え、周辺市町へと拡大しています。そのため、広域的視点に立った生活基盤の整備や一体的な地域づくりといった、より広域的で機動的な行政サービスが求められています。

※1 コミュニティ：人々が協働意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団、地域社会

※2 スケールメリット：規模を大きくすることで得られる利益のこと

※3 モータリゼーション：自動車が生活必需品として普及する現象

（４）複雑化・多様化する住民ニーズへの対応

地域住民の価値観の多様化、技術革新の進展などに伴い、行政に対するニーズも複雑化、高度化しており、事務内容は質・量ともに大きく変わってきています。

このため、伊達５町が一体となって効率的な行政運営に努め、住民の生活スタイルに適応した、広域のかつ専門的で高度な行政サービスを適正に提供できる体制を構築する必要があります。

（５）深刻な財政状況に対応したより効果的で有効性の高い行政運営を可能とする行財政基盤の確立

伊達５町を含めてほとんどの市町村は、財源の多くを国や県に頼っているのが現状です。各町の財政状況は厳しさを増しており、今後歳入が減少した場合に備えて、より効率的で無駄のない財政運営体制を構築していくことが求められています。行財政コストを削減しつつ、行政サービスを維持向上させていくためには、限られた財源の中で、より効率的な行政を確立する必要があります。

市町村合併は、コストの削減に努め、行政サービスを低下させることなく財源を捻出するための行財政改革とも言えます。

2. 合併の効果

(1) 広域的な視点からみた一体的なまちづくりの実現

合併により、土地利用や都市基盤整備など様々な行政分野において、地域全体を一体的に捉えた効果的なまちづくりの展開が可能となります。

- 一つの新しい市となることで、これまでの広域連携以上にそれぞれの地域の個性を十分に発揮し、適切な役割分担を行うことが可能となります。
- 広域的な視点に立った道路や上下水道の整備、土地利用など地域が一体となって発展するためのまちづくりを重点的・効果的に実施することができます。
- 水源の保全確保、ゴミ・し尿処理などをはじめとした生活環境問題、交通網や観光振興など、広域的な整備、取り組みが必要な分野において、有効な施策を効率的に推進することができます。
- 現在の町の枠を越えた広域的な農業の受委託による、経営規模の拡大、担い手の育成や確保など、各種産業の振興策をより広域的に、積極的に展開することが可能となります。

(2) 行政サービスの向上

近年の社会・経済の動きや市民ニーズの急速な変化に対し適切に対応し、質の高いサービスの展開が可能となります。

- 行政サービスの提供区域が広域化することで、利用可能な窓口が増加し、住民票の発行などの窓口サービスが、勤務地や買い物先などの近くの場所で利用可能となります。また、町による学区の垣根がなくなるなど、通勤・通学、子育てなど多様な面で住民の利便性が向上します。
- 文化会館、公民館、スポーツ施設、保健福祉施設などの各種公共施設については、広域的な利用が可能となるとともに、これまで人口規模から対応が困難であった施設の設置やサービスの提供に取り組むこともできるようになります。
- 法令、福祉、男女共同参画、都市計画、国際化、情報などの分野に、より専門的な職員を配置することが可能となり、質の高い、きめの細かいサービスの提供が可能となります。

(3) 行財政運営の効率化と基盤の充実・強化

様々な行政需要に対応しながら、個性的で魅力あるまちづくりを実現する効率的・弾力的な行財政基盤の確立が可能となります。

① 財政規模（歳入・歳出の総額）の推移

地方税が低迷する中で、厳しい国家財政の影響により地方交付税が減額になることが見込まれ、また、建設事業費や人件費などの抑制に努めても、公債費や社会保障費などの義務的経費の抑制が難しく、大幅な歳出削減はできないと考えられます。これまでと同水準の行政サービスを提供するものと仮定して将来の財政状況を予測すると、合併しない場合には、歳出が歳入を大きく上回り、年々累積収支のマイナスの幅が拡大していくと見込まれます。

合併をした場合は、様々な支援措置と人件費削減効果が加味できることから、歳入が歳出を上回り、累積収支もプラスを維持できると見込まれます。

② 合併による財政支援措置

合併後の新しいまちづくりを支援するとともに、行財政基盤の強化を図るための財政支援措置としては、以下の通り見込まれます。

普通建設事業費等については、暮らしやすい新市建設のために重点的に実施することになるため、合併特例債※などの各種支援措置により、合併しない場合に比べ、増加すると見込まれます。また、地方交付税は、合併特例債の償還に対する普通交付税措置などが加算されることから増加すると見込まれます。

その反面、合併特例債などの償還が徐々に増加することから、公債費は、合併しない場合に比べて増加すると見込まれ、合併した場合においても慎重な財政運営が不可欠です。

※ 合併特例債：合併特例法で定められた優遇措置。合併後のまちづくりに必要な事業の費用調達のために有利な条件で発行できる債券。借入後の7割を国が地方交付税で補填するため、市町村の実質負担は3割です。

③ 人件費の削減効果

合併により総務・企画などの管理部門や重複する管理職員の削減が可能となり、行政職員の退職者に対する補充率を1/2に抑制することにより、15年間で約150人の削減が見込まれます。

また、議会議員定数（現在82名）については、合併した場合の人口に対する議員定数が30人となります。

第2章 新市建設計画の策定方針

1. 計画の趣旨

この計画は、新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図っていくことにより、伊達5町の速やかな一体化を促進して、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

計画策定にあたっては、上記の意義と役割を踏まえ、新市将来構想を土台として、そこに掲げられた施策の大綱の具現を図るものです。

なお、この計画は、新市で実施すべき多くの事務事業がある中で、特に合併時点で想定される主要な施策等を掲げるものであり、その他の詳細事項については、新市で作成する新市総合計画の基本計画や実施計画に委ねるものです。

2. 計画の構成

この計画は、新市を建設していくための基本方針、それを実現するための主要事業及び財政計画を中心として構成します。

具体的には、次のとおりとします。

- I. 序論（合併の必要性・効果）
- II. 新市建設計画の策定方針（計画の趣旨、構成、期間）
- III. 新市の概要（概況、主要指標の見通し）
- IV. 新市計画の基本方針（課題、将来像、基本方針）
- V. 新市の主要施策（施策の大綱）
- VI. 新市における福島県事業
- VII. 公共的施設の適正配置と整備
- VIII. 財政計画

3. 計画の期間

建設の基本方針は、地方分権という21世紀初頭における地方自治の方向性を展望した長期的な視野に立ったものとし、建設計画及び財政計画は、平成17年度から平成37年度までの21カ年を計画期間とします。

また、主要事業の概要等については、具体的施策の実施状況や財政状況を踏まえ、適正な時期に見直しを行うものとします。

第3章 新市の概要

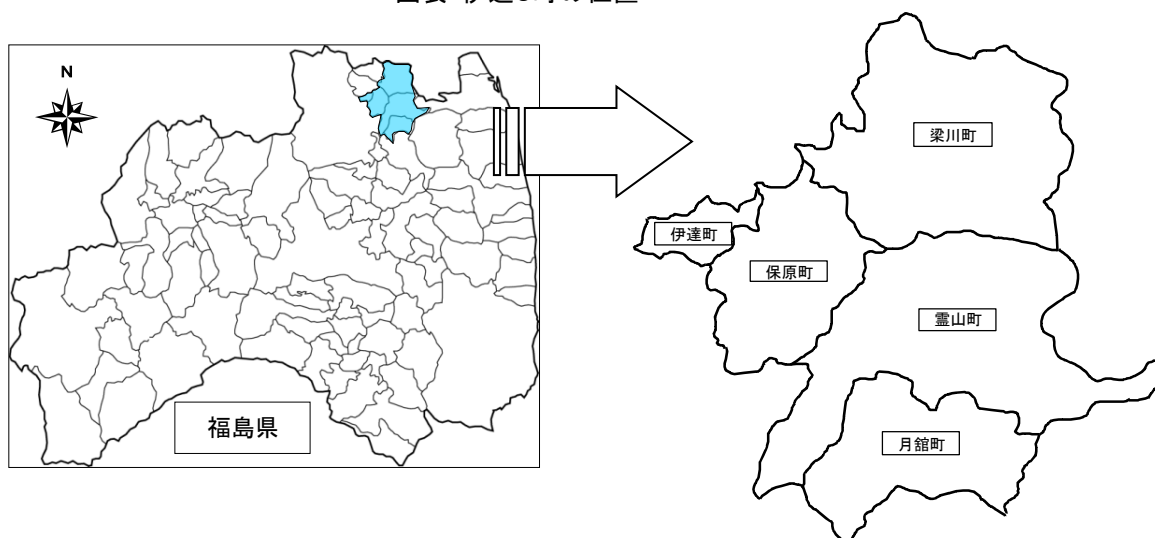
1. 位置・地勢

(1) 位置・土地利用状況

① 位置

新市を構成する伊達町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町の伊達5町（面積 265.1 km²）は、福島県の中通り地区最北部に位置し、南は川俣町、飯野町、東は相馬市、相馬郡、北は宮城県白石市、宮城県伊具郡、西は福島市、桑折町、国見町にそれぞれ接しています。

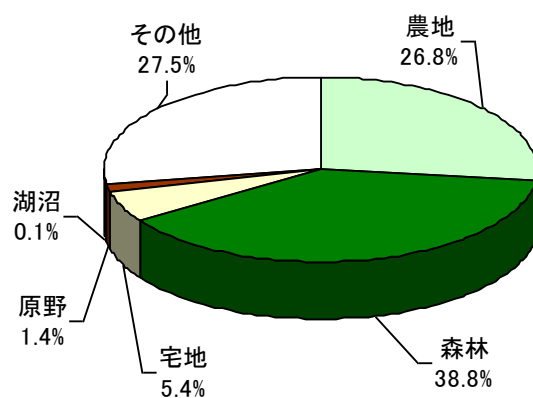
図表 伊達5町の位置



② 土地利用

伊達5町の土地利用は、山間地が多い特性が反映され、森林が 38.8%と最も多く、次いで農地が 26.8%となっており、伊達5町全体の6割以上を森林と農地が占めています。

図表 伊達5町の土地利用



（２）地勢

伊達５町は、阿武隈川流域に広がる福島盆地に含まれる北部と、阿武隈高地からなる南部の大きく２つに区分することができます。

伊達５町の西北部を貫流する阿武隈川は、福島市と安達町との間で溪谷を形成し、その下流域に広がる福島盆地は、最も高度の低いところで海拔 50m以下の所もあります。北部の阿武隈川左岸には、県都福島市と隣接して伊達町が位置し、右岸に保原町・梁川町が位置しています。また、右岸南東側に広がる阿武隈高地に霊山町・月舘町が位置しています。この高地は浜通りとの間にあり、南北に 500～800m程度の山を連ねています。そのため傾斜地が多く、用水の確保が困難な地域もあります。川俣町に源を発する広瀬川を除き大きな河川はなく、小河川が複雑に入り組んでいます。

（３）気候

伊達５町は、阿武隈山系と奥羽山脈に囲まれた盆地状の地形のため、内陸性気候の特性を持っています。各季節間の気温差が比較的大きく、年間平均気温は 12～13℃、年間降水量は 1,100mm 前後となっています。積雪の量は少ないものの、雪質はかなり湿っています。

また山間部では年間平均気温が低く、年間降水量は多い傾向にあり、特に、奥羽山脈沿いになると日本海側型気候の特徴が強くなり、冬季の降水量が多く、積雪期間も長くなります。

（４）歴史・沿革

① 歴史

伊達 5 町に人々が住むようになったのは、旧石器時代といわれています。奈良・平安時代には、東山道に駅家が設置され郡家が置かれました。また、平安時代末期の 1189（文治 5）年には、源頼朝の奥州攻めに従った常陸国の中村常陸入道念西（後の伊達氏初代朝宗）がその戦功により信夫郡・伊達郡を賜り、地頭に任ぜられ、この地方を支配することとなりました。

南北朝時代の 1337（延元 2）年には、南朝の北畠顕家が後醍醐天皇の皇子義良親王（後の後村上天皇）を奉じ、霊山を中心に陸奥の国府を多賀城から移し、一時的ではありましたがここに王城を築きました。

伊達氏は、鎌倉・室町時代を通じて伊達郡を拠点に奥州に勢力を広げ、1523（大永 3）年に 14 代植宗は陸奥国守護に任命され、奥州随一の勢力を築きました。

1548（天文 17）年、17 代政宗の祖父 15 代晴宗が、本城を米沢へ移すまでの 360 年間、西山城（桑折町西方）、梁川城に拠って信夫郡・伊達郡を治めていました。

戦国時代の末期、豊臣秀吉による奥州仕置後、伊達郡は蒲生氏郷を経て、1598（慶長 3）年からは、上杉景勝の支配するところとなりましたが、徳川幕藩体制に入り明治に至るまでの約 300 年間は領主の交替が激しく、幕府の直轄地（天領）、大名領に分割統治されてきました。

1869（明治 2）年、信夫・伊達・安達の三郡を併合して福島県が成立、その後の廃藩置県により福島（現福島市）に県庁が置かれ、現在の福島市、伊達 5 町の発展の基礎となりました。

1671（寛文 11）年頃、御城米を江戸まで運ぶために発達した阿武隈川の舟運（東廻り航路）は、江戸中期には蚕種・生糸・織物の輸送にも活用されるようになって商業の繁栄をみてきました。

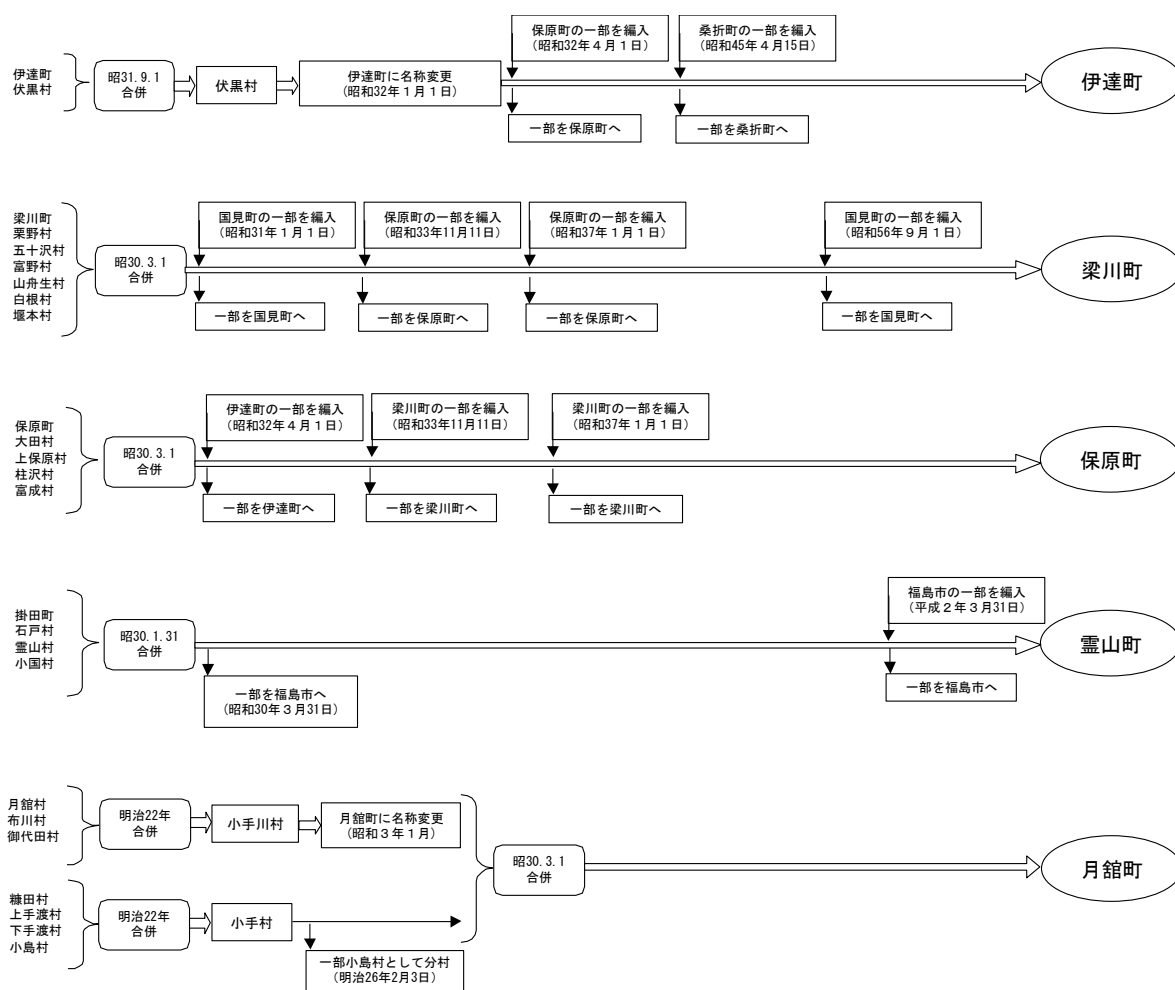
伊達 5 町においては、1889（明治 22）年の「町村制」実施による合併、戦後の 1953（昭和 28）年の「町村合併促進法」の公布施行に伴う合併の推進によりその市域を拡大した福島市とともに、養蚕業を核に商工農林業の発達をみました。

伊達 5 町は、こうした福島市と密接な連携のもと、それぞれの自然的文化的諸条件を有効に活用しながら独自の発展を遂げ、福島地方広域市町圏を形成してきました。

② 沿革

各町は、明治と昭和の大合併を経た後、以下に示すように隣接する市町と一部の境界変更をくり返しつつ、現在の姿に至っています。

図表 市町変遷の状況



資料：福島県統計年鑑（平成 14 年）

2. 人口・世帯

(1) 人口の推移

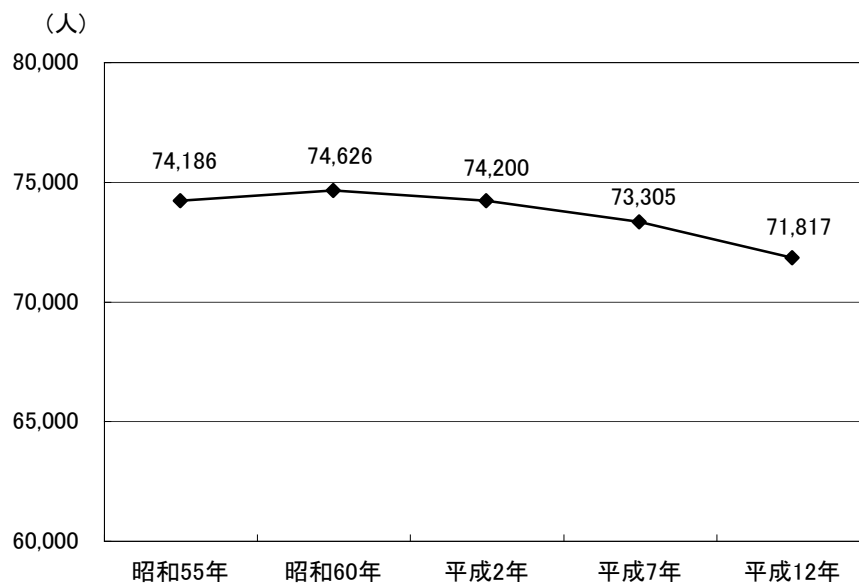
伊達5町全体の人口数は昭和60年以降減少に転じ、昭和60年から平成12年現在にかけて約2,800人、率にして約3.8%の減少となっています。

図表 人口の推移

単位：人

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	増減率 (S60～H12)
伊達5町	74,186	74,626	74,200	73,305	71,817	-3.76%
福島県	2,035,272	2,080,304	2,104,058	2,133,592	2,126,935	2.24%
対県比	3.65	3.59	3.53	3.44	3.38	—

資料：国勢調査



資料：国勢調査

(2) 世帯の推移

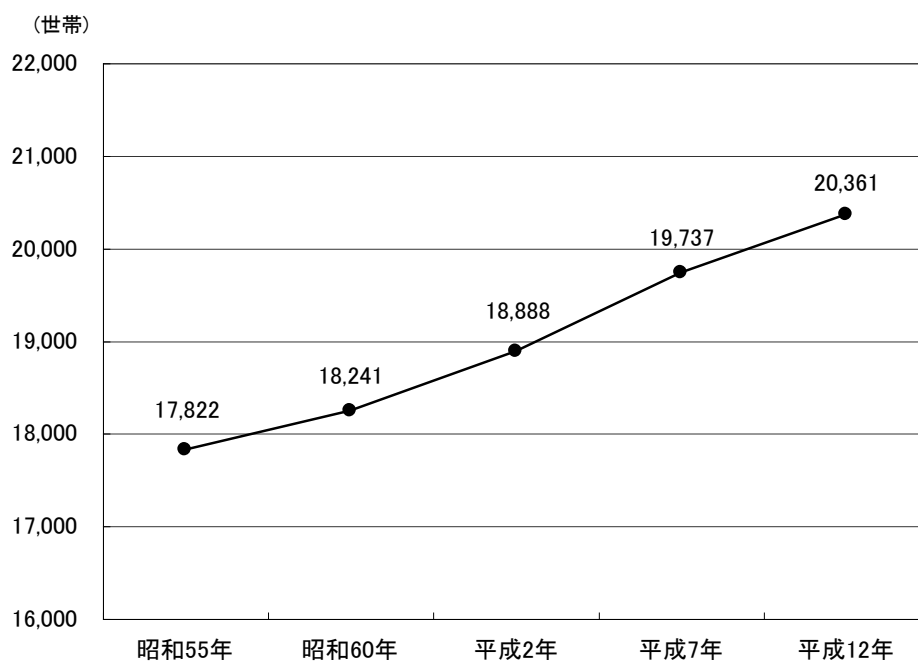
伊達5町の世帯数は、平成12年現在20,361世帯となっています。昭和55年からの推移をみると、年々増加の傾向が見られ、増減率は約14.3%となっています。

図表 世帯数の推移

単位：世帯、%、人／世帯

区 分		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	増減率 (S55～H12)
伊達5町	世帯数	17,822	18,241	18,888	19,737	20,361	14.25
	世帯人員	4.16	4.09	3.93	3.71	3.53	—
福島県	世帯数	550,442	574,968	606,936	653,814	687,828	24.96
	世帯人員	3.70	3.62	3.47	3.26	3.09	—

資料：国勢調査



資料：国勢調査

(3) 人口構成

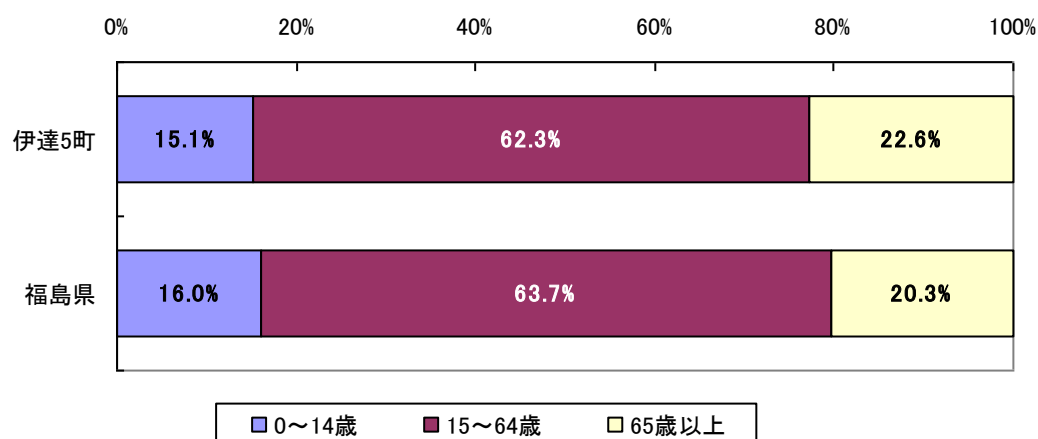
伊達5町の年齢構造をみると、年少人口が10,813人(15.1%)、生産年齢人口が44,727人(62.3%)、高齢人口が16,277人(22.6%)となっています。構成比を県と比較すると、年少人口と生産年齢人口が低く、高齢人口が高くなっています。

図表 年齢構造(平成12年)

単位:人、%

区 分	人 口					構 成 比		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	年齢不詳	合計	0～14歳	15～64歳	65歳以上
伊達5町	10,813	44,727	16,277	0	71,817	15.1	62.3	22.6
福島県	341,038	1,353,500	431,797	600	2,126,935	16.0	63.7	20.3

資料:国勢調査



資料:国勢調査

3. 産業構造

(1) 産業分類別就業人口

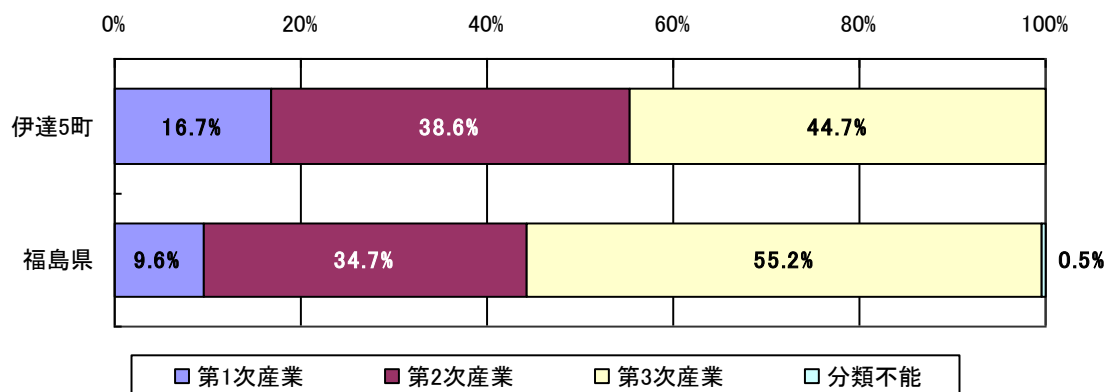
伊達5町の就業者人口は37,607人と、県全体の約3.5%を占めています。産業分類別就業者の構成比は、第1次産業が16.7%、第2次産業が38.6%、第3次産業が44.7%となっています。県値と比較すると、第1次産業及び第2次産業の構成比が高くなっています。

図表 産業分類別就業人口（平成12年）

単位：人、%

区 分	就業者	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能	
	人口	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
伊達5町	37,607	6,282	16.7	14,529	38.6	16,791	44.7	5	0.0
福島県	1,060,924	102,115	9.6	368,425	34.7	585,926	55.2	4,458	0.5

資料：平成12年国勢調査



資料：平成12年国勢調査

(2) 農業

伊達5町の農家数、農家世帯員数は、それぞれ6,052戸、27,139人となっています。専業農家数は850戸で、県全体の8.9%を占めています。

平成12年の農業粗生産額は全体で161億円あり、野菜や果実の粗生産額が高く、県内において高いシェアを占めています。

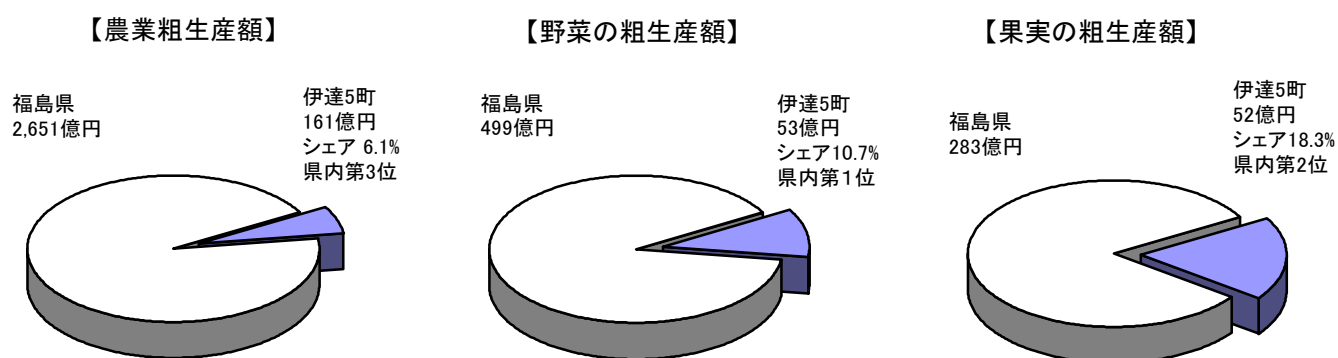
図表 農業の概況（平成12年）

単位：戸、人、%

区 分	農家数	世帯員数	自給的農家	販売農家	専業農家	兼業農家			兼業農家率(%)
						総数	第1種	第2種	
伊達5町	6,052	27,139	1,660	4,392	850	3,542	865	2,677	80.6
福島県	111,219	531,657	19,559	91,660	9,533	82,127	13,230	68,897	89.6
対県比	5.4	5.1	8.5	4.8	8.9	4.3	6.5	3.9	—

資料：平成15年福島県統計年鑑

図表 農業粗生産額（平成12年）



資料：平成15年福島県統計年鑑

(3) 商業

平成 14 年における伊達 5 町の小売業は、商店数が 804 店、従業者数が 4,124 人、小売業年間商品販売額が約 539 億円であり、県全体に占める割合はそれぞれ 3.3%、3.1%、2.5%となっています。いずれの項目も、平成 11 年と比較して対県比では減少しています。

次に、卸売業では、伊達 5 町全体で商店数が 93 店、従業者数が 546 人、卸売業年間商品販売額が約 239 億円であり、県全体に占める割合はそれぞれ 1.7%、1.2%、0.9%と小売業と比較して相対的に小さくなっていますが、平成 11 年からみると、年間商品販売額は対県比ではわずかに増加しています。

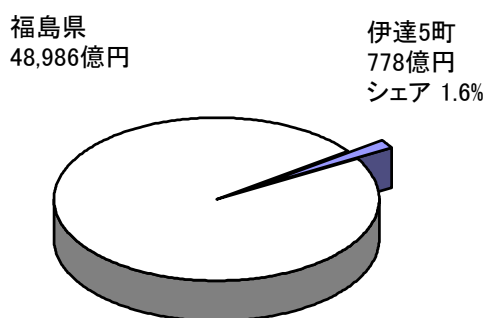
図表 商業の概況（平成 14 年）

単位：店、人、百万円

区 分	商店数(店)				従業員数(人)				年間商品販売額(百万円)			
	小売業		卸売業		小売業		卸売業		小売業		卸売業	
	平成11年	平成14年	平成11年	平成14年	平成11年	平成14年	平成11年	平成14年	平成11年	平成14年	平成11年	平成14年
伊達5町	872	804	114	93	4,132	4,124	578	546	58,337	53,906	23,421	23,912
福島県	25,859	24,410	6,177	5,392	129,838	134,976	50,483	43,768	2,181,966	2,145,418	3,301,676	2,753,139
対県比	3.4	3.3	1.8	1.7	3.2	3.1	1.1	1.2	2.7	2.5	0.7	0.9

資料：平成 14 年商業統計調査（速報）／福島県

図表 年間商品販売額（小売業・卸売業合計 平成 14 年）



資料：平成 14 年商業統計調査（速報）／福島県

(4) 工業

平成 14 年における伊達 5 町の製造業事業所数は 210 ヶ所、従業員数は 6,380 人、製造品出荷額等は 2,499 億円となっています。

分野別に製造品出荷額をみると、衣服の生産額が高く、県全体の 9.4% を占めています。

図表 工業の概況（平成 14 年）

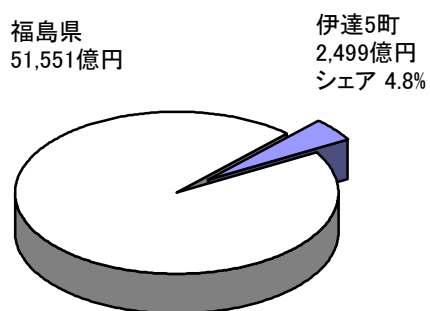
単位：所、人、百万円

区 分	事業所数 (所)	従業者数 (人)	1 事業所 あたりの 従業員数 (人)	製造品 出荷額等 (百万円)
伊達 5 町	210	6,380	30.4	249,870
福島県	5,433	179,644	33.1	5,155,135
対県比	3.9	3.6	—	4.8

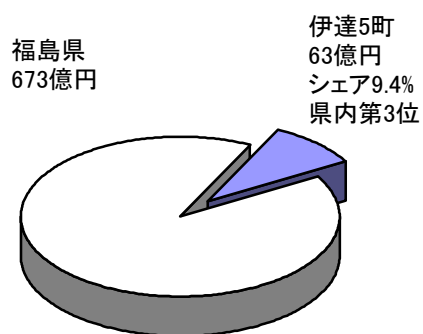
資料：平成 14 年福島県工業統計調査

図表 製造品出荷額等（平成 14 年）

【製造品出荷額等】



【製造品出荷額等 衣服】



資料：平成 14 年福島県工業統計調査

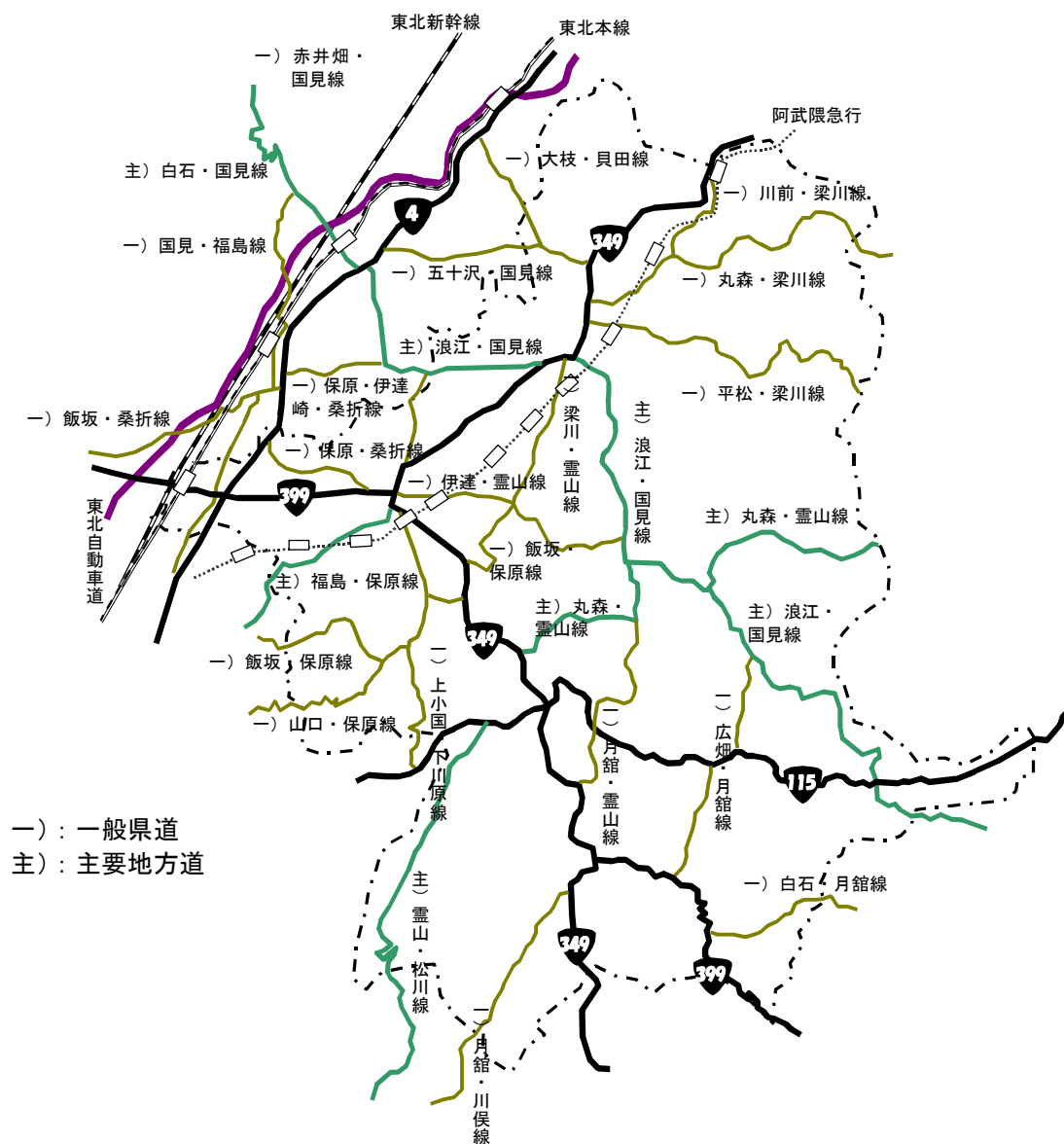
4. 交通基盤

伊達5町の交通体系は、国道4号が伊達町を通り、それに並走して東北縦貫自動車道と東北新幹線が走っています。

広域的な幹線道路としての役割を担っている国道は、国道349号が中央部を縦貫しており、また、東西軸として国道399号・115号が走っています。国道を軸として、その他の主要地方道、一般県道が各地域間を結び、ネットワークを形成しています。

伊達5町の鉄道は、JR東北本線と阿武隈急行線が運行されています。また、バスは、福島交通が各町を結ぶ交通網として運行されています。

図表 交通体系



5. 公共施設等

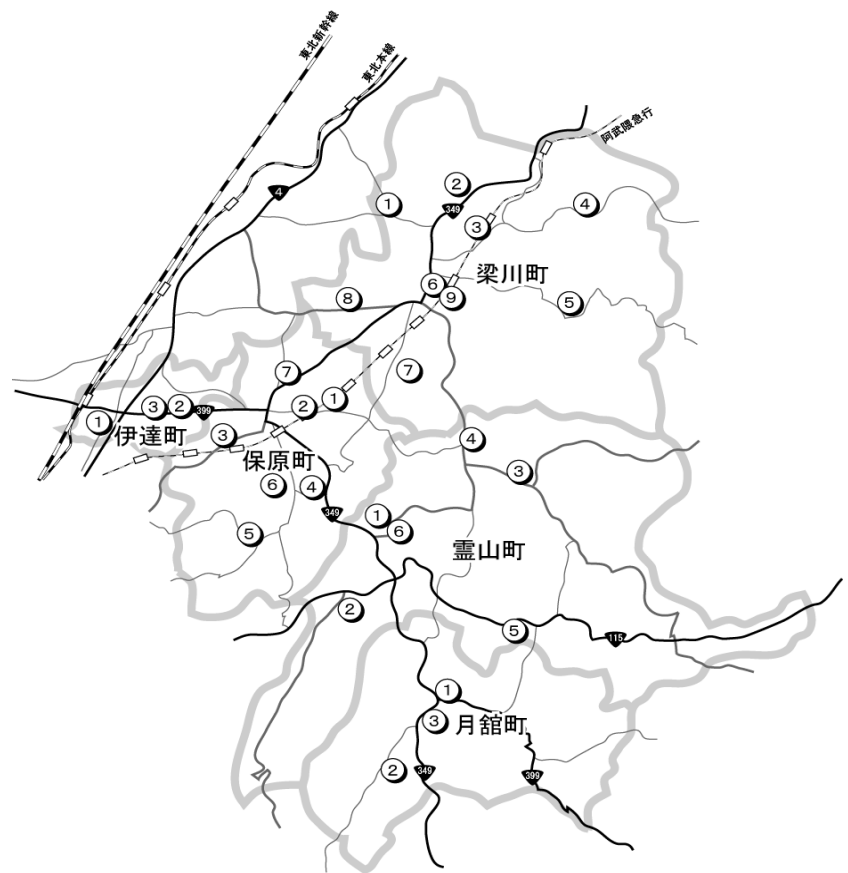
(1) 小・中学校

伊達5町は小学校が22校、中学校が6校設置されています。児童・生徒数は、小学校4,313人、中学校2,321人となっています。

図表 小・中学校の概況

町 名	小学校		中学校	
	学校数 (校)	児童数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)
伊達町	2	666	1	356
梁川町	8	1,354	1	673
保原町	5	1,524	2	825
霊山町	5	509	1	334
月舘町	2	260	1	133
伊達5町	22	4,313	6	2,321

町 名	学 校 名
伊達町	①伊達町立伊達小学校
	②伊達町立東小学校
	③伊達町立伊達中学校
梁川町	①国見町梁川町大枝小学校組合立大枝小学校
	②梁川町立五十沢小学校
	③梁川町立富野小学校
	④梁川町立山舟生小学校
	⑤梁川町立白根小学校
	⑥梁川町立梁川小学校
	⑦梁川町立堰本小学校
	⑧梁川町立粟野小学校
	⑨梁川町立梁川中学校
保原町	①保原町立大田小学校
	②保原町立保原小学校
	③保原町立上保原小学校
	④保原町立柱沢小学校
	⑤保原町立富成小学校
	⑥保原町立松陽中学校
	⑦保原町立桃陵中学校
霊山町	①霊山町立掛田小学校
	②霊山町立小国小学校
	③霊山町立大石小学校
	④霊山町立泉原小学校
	⑤霊山町立石田小学校
	⑥霊山町立霊山中学校
月舘町	①月舘町立月舘小学校
	②月舘町立小手小学校
	③月舘町立月舘中学校



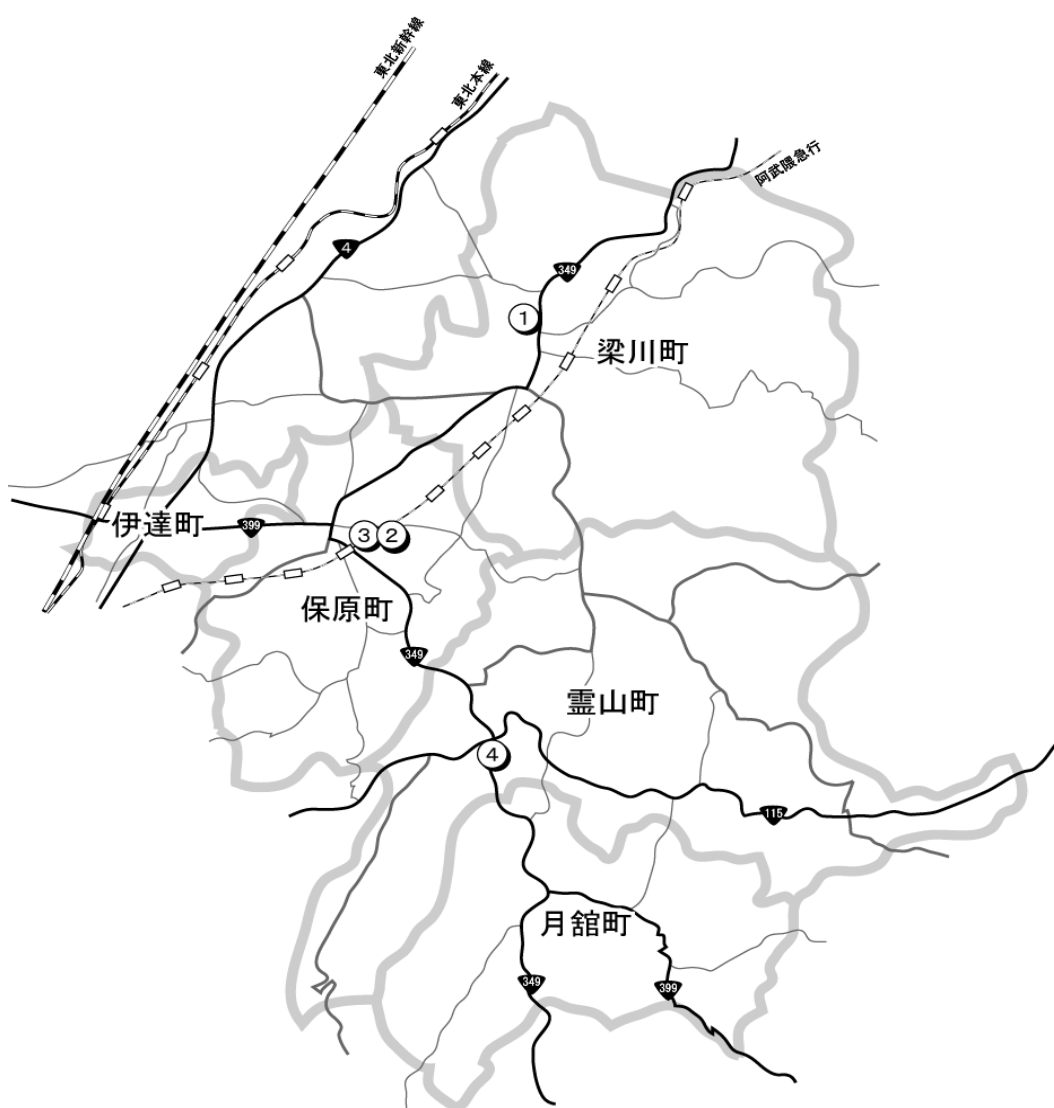
資料：平成15年度学校基本調査

(2) 消防署・警察署

伊達5町には、警察署1箇所、消防署3箇所（うち、分署2箇所）が立地しています。

図表 消防署・警察署

町 名	機 関 名
梁川町	①伊達地方消防組合中央消防署北分署
保原町	②保原警察署 ③伊達地方消防組合中央消防署
霊山町	④伊達地方消防組合中央消防署東分署



資料：伊達5町合併協議会調べ
(平成15年10月1日現在)

(3) 保健・医療・福祉施設

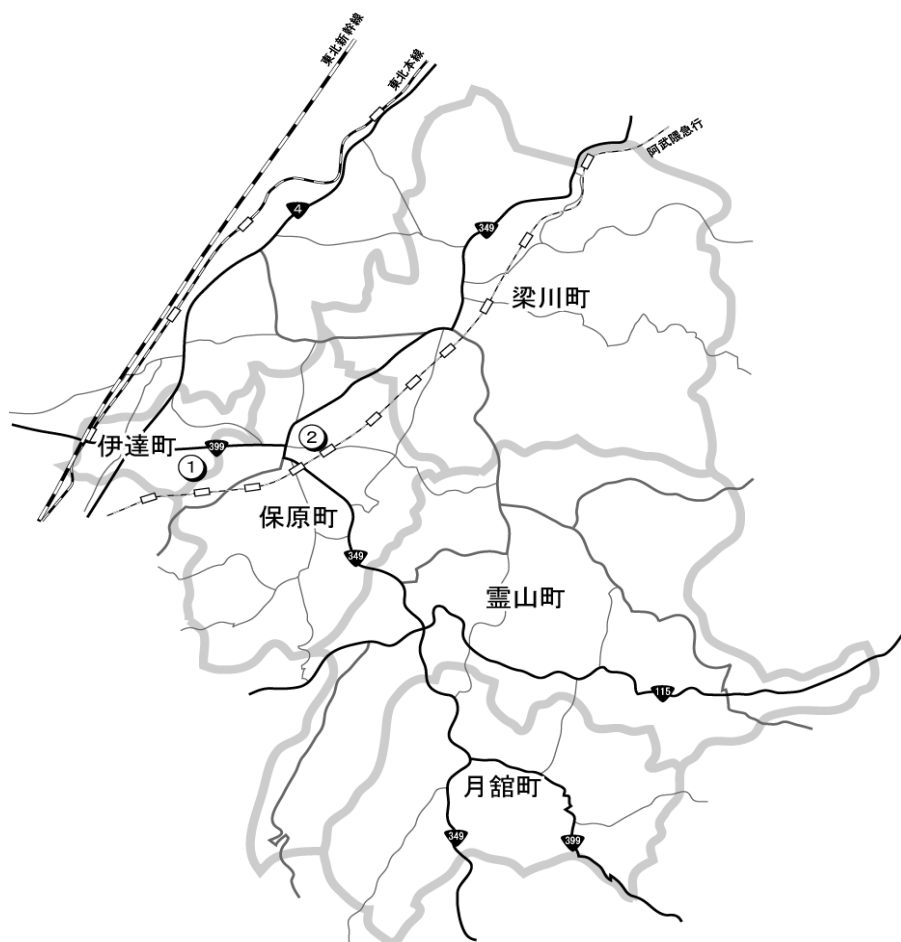
① 医療施設

伊達5町には以下のような医療施設が各町に立地しています。

図表 医療施設

町 名	病 院		一般診療所		歯科診療所	保健センター
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	施設数
伊達町	1	226	10	13	4	1
梁川町	1	50	8	22	6	0
保原町	1	58	14	62	10	1
霊山町	0	0	4	0	2	1
月舘町	0	0	1	0	1	1
伊達5町	3	334	37	97	23	4

町 名	救急指定病院名
伊達町	①北福島医療センター
保原町	②中野病院



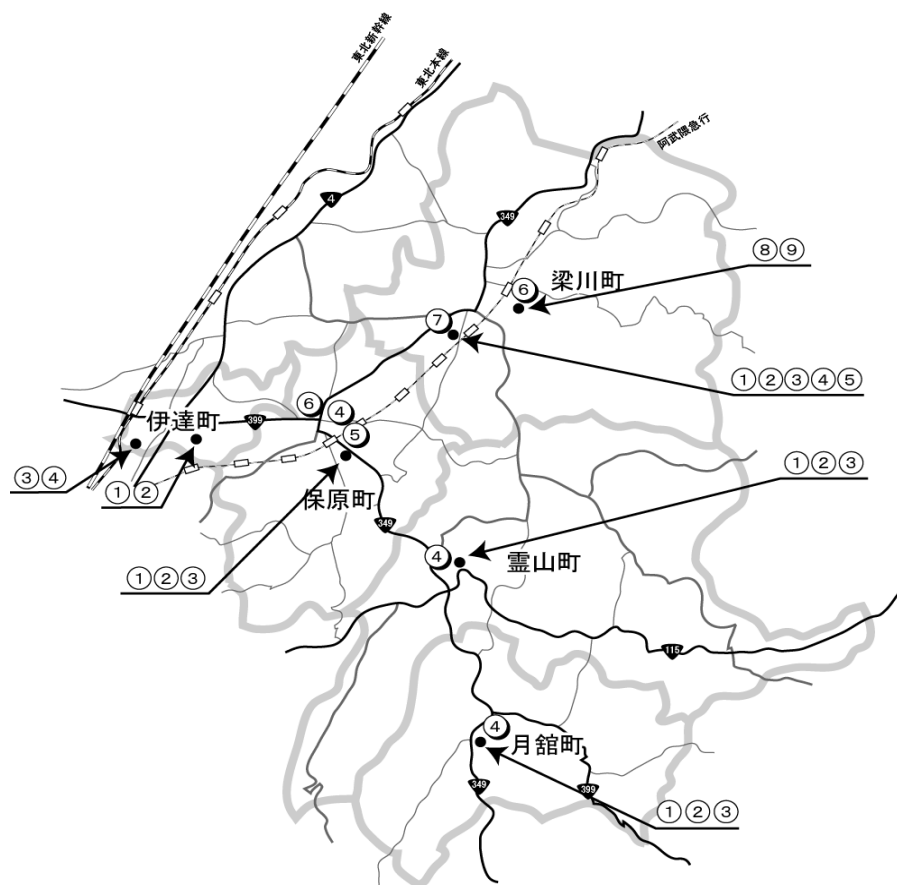
資料：伊達5町合併協議会調べ
(平成15年10月1日現在)

② 保健福祉施設

伊達5町には以下のような保健福祉施設が各町に立地しています。

図表 保健福祉施設(老人関係施設)の一覧

町 名	保健・福祉施設(老人関係施設)
伊達町	①伊達町サービスセンター
	②伊達町在宅介護支援センター
	③特別養護老人ホーム「伊達すりかみ荘」
	④老人短期入所施設「伊達すりかみ荘」
梁川町	①特別養護老人ホーム「梁川ホーム」
	②老人短期入所施設「梁川ホーム」
	③老人サービスセンター「梁川ホーム」
	④梁川町在宅支援センター
	⑤軽費老人ホーム「ケアハウス広瀬」
	⑥老人サービスセンター「日和」
	⑦介護療養型医療施設「梁川町国保病院」
	⑧梁川町寿健康センター
	⑨梁川町老人サービスセンター
保原町	①介護老人保健施設「桃花林」
	②老人短期入所施設「桃花林」
	③保原町在宅支援センター
	④介護療養型医療施設「中野病院」
	⑤保原町サービスセンター
	⑥保原町ふれあいセンター
霊山町	①霊山町総合福祉センター・茶臼の里
	②霊山町サービスセンター
	③霊山町在宅介護支援センター
	④(医)掛田中央内科老人デイケア
月舘町	①月舘町保健福祉センター・やまゆり
	②老人サービスセンター
	③月舘町在宅介護支援センター
	④月舘町老人福祉センター



資料：伊達5町合併協議会調べ
(平成15年10月1日現在)

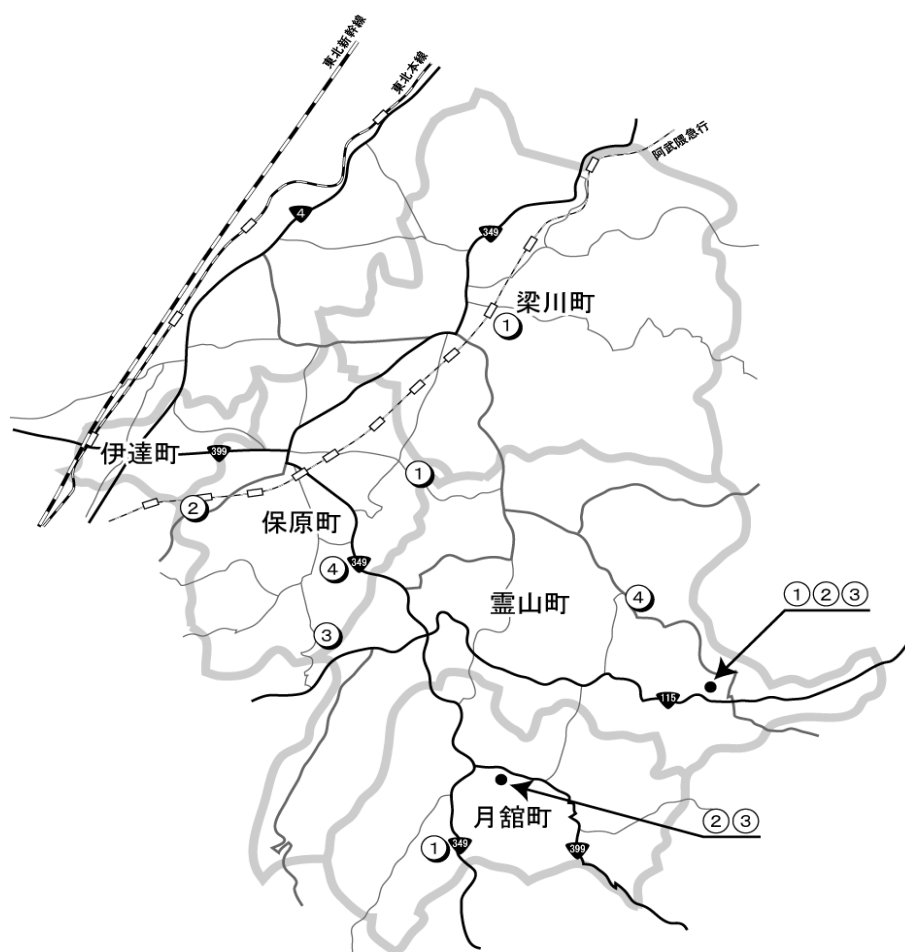
(4) 各種交流施設

① 産業系交流施設

伊達5町には以下のような産業系交流施設が各町に立地しています。

図表 産業系交流施設

町 名	各種交流施設	施設内容
梁川町	①やながわ希望の森公園	交流施設他
保原町	①赤坂の里森林公園	キャンプ場他
	②高子沼	
	③富成花見山自然公園	
	④紅屋峠自然公園（千本桜）	
靈山町	①りょうぜん紅彩館	宿泊施設他
	②靈山県立自然公園	
	③靈山こどもの村	
	④靈山湧水の里	
月舘町	①つきだて花工房	宿泊施設他
	②月見館森林公園	バンガロー、山村広場他
	③布川せせらぎの里	水車小屋、淡水魚観察槽他



資料：伊達5町合併協議会調べ
(平成15年10月1日現在)

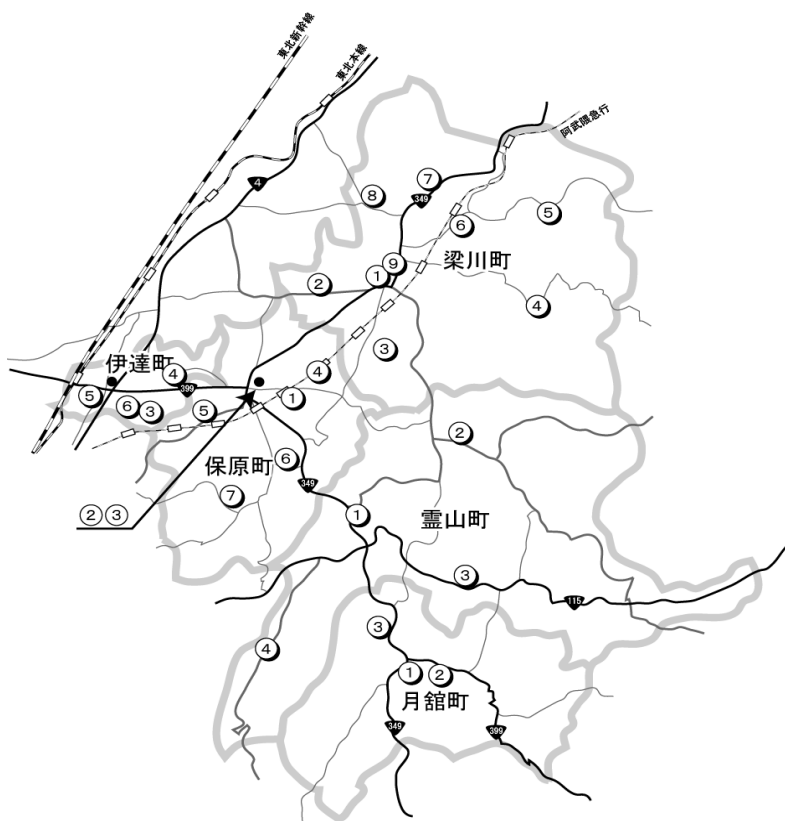
② 文化系交流施設

伊達5町には以下のような文化系交流施設が各町に立地しています。

図表 文化系交流施設

町 名	図 書 館			市民会館・公会堂		博物館・美術館等	
	施設数	蔵書総数(冊)	一人あたり(冊)	施設数	収容定数(人)	施設数	利用人数(人)
伊達町	1	61,451	5.66	1	504	0	
梁川町	0	29,975	1.40	0		1	6,009
保原町	0	44,818	1.80	1	450	2	2,647
靈山町	0	19,278	1.92	0		0	
月館町	0	8,965	1.93	0		0	
伊達5町	1	164,487	13	2	954	3	8,656

町 名	各種交流施設	施設内容
伊達町	①伊達町ふるさと会館	多目的ホール・研修室
	②伊達町福祉センター	会議室
	③伊達町農村環境改善センター	会議室・ホール
	④東公民館	
	⑤伊達公民館	
	⑥伊達ふれあいセンター	ケーブルテレビ局・図書館・保健センター・健康増進室・多目的ホール・デイサービスセンター・在宅介護支援センター・機能訓練室
梁川町	①梁川町農村環境改善センター	会議・交流他
	②栗野農業構造改善センター	会議・交流他
	③堰本農業研修センター	会議・交流他
	④白根農業構造改善センター	会議・交流他
	⑤山舟生林業構造改善センター	会議・交流他
	⑥富野農業研修センター	会議・交流他
	⑦五十沢農業構造改善センター	会議・交流他
	⑧東大枝農業構造改善センター	会議・交流他
	⑨梁川町民美術館	
保原町	①保原町歴史文化資料館	
	②保原中央公民館	
	③保原町民センター	ホール
	④大田公民館	
	⑤上保原公民館	
	⑥柱沢公民館	
	⑦富成公民館	
靈山町	①靈山中央公民館	
	②靈山ふれあいセンター	
	③石戸ふれあいセンター	
	④小国ふれあいセンター	
月館町	①月館町公民館	
	②布川公民館	
	③御代田公民館	



資料：伊達5町合併協議会調べ
(平成15年10月1日現在)

③ スポーツ系交流施設

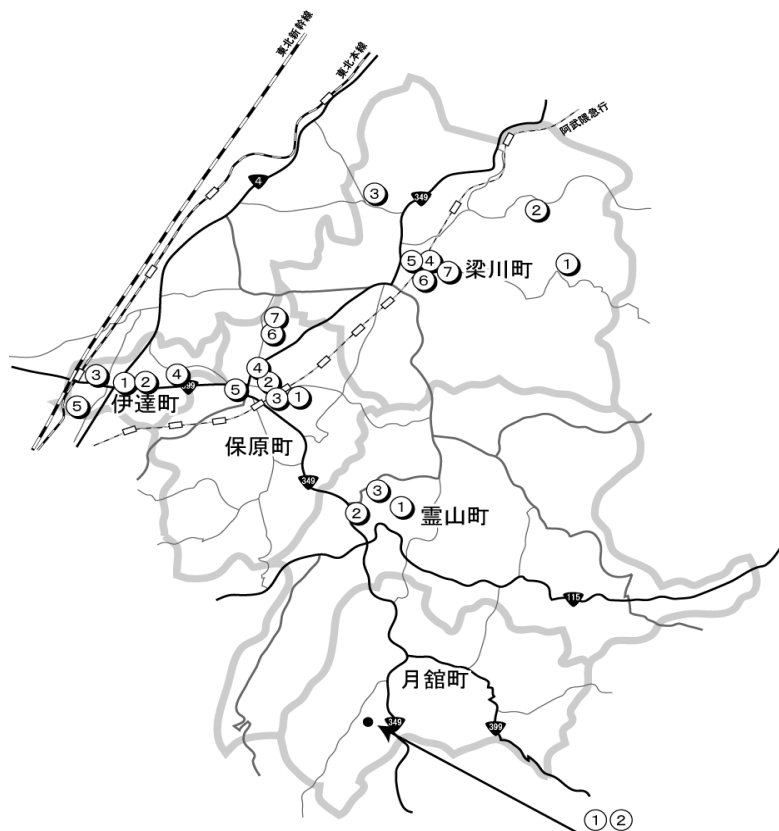
伊達5町には以下のようなスポーツ系交流施設が各町に立地しています。

図表 スポーツ系交流施設

町 名	体 育 館		陸上競技場・野球場		プ ー ル		屋外運動場	
	施設数	敷地面積(㎡)	施設数	敷地面積(㎡)	施設数	敷地面積(㎡)	施設数	敷地面積(㎡)
伊達町	1	4,473	0	0	0	0	2	36,745
梁川町	1	5,971	0	0	1	12,031	0	0
保原町	2	3,336	3	50,987	1	9,763	0	0
霊山町	1	1,915	0	0	0	0	2	21,000
月舘町	0	0	0	0	0	0	0	0
伊達5町	5	15,695	3	50,987	2	21,794	4	57,745

町 名	庭 球 場		農村広場		ゲートボール	
	施設数	敷地面積(㎡)	施設数	敷地面積(㎡)	施設数	敷地面積(㎡)
伊達町	1	3,849	0	0	2	2,348
梁川町	1	4,641	3	27,710	1	1,147
保原町	1	7,500	0	0	1	999
霊山町	0	0	0	0	0	0
月舘町	0	0	1	44,500	1	1,180
伊達5町	3	15,990	4	72,210	5	5,674

町 名	各種交流施設	施設内容
伊達町	①伊達町体育館	バレーボール2面、バスケットボール2面
	②伊達町テニスコート	全天候型テニスコート3面、照明設備完備
	③伊達町ゲートボール場	ゲートボール1面
	④東グラウンド	野球1面、ソフトボール2面、ゲートボール1面
	⑤伊達グラウンド	野球1面、ソフトボール2面
梁川町	①白根農村広場	野球、ソフトボール
	②山舟生農村広場	野球、ソフトボール
	③大枝農村広場	野球、ソフトボール、夜間照明
	④梁川町民プール	
	⑤梁川町体育館	バレーボール、バスケットボール
	⑥梁川町弓道場	3人立
	⑦梁川町室内ゲートボール	
保原町	①保原総合運動公園	野球場、多目的グラウンド、テニスコート、相撲場、ゲートボール
	②保原町民体育館	バレーボール2面、バスケットボール1面
	③保原町民プール	
	④保原町ユニー体育館	
	⑤弥生町グラウンド	
	⑥中瀬グラウンド	
	⑦町営テニスコート	
霊山町	①霊山町運動場	ソフトボール3面、野球3面、夜間照明
	②霊山町民体育館	バレーボール・バスケットボール2面、バドミントン6面
	③霊山町地域交流センター	バレーボール・バスケットボール2面、バドミントン6面
月舘町	①月舘町農村広場	野球2面、ソフトボール4面、夜間照明
	②月舘町室内ゲートボール	



資料：伊達5町合併協議会調べ
(平成15年10月1日現在)

6. 主要指標の見通し

(1) 人口

政策要因を除外したコーホート（世代）法※による推計では、平成 27 年の新市の人口は、平成 12 年の国勢調査人口（71,817 人）と比較すると 7,417 人減少し、64,400 人になると推計されています。

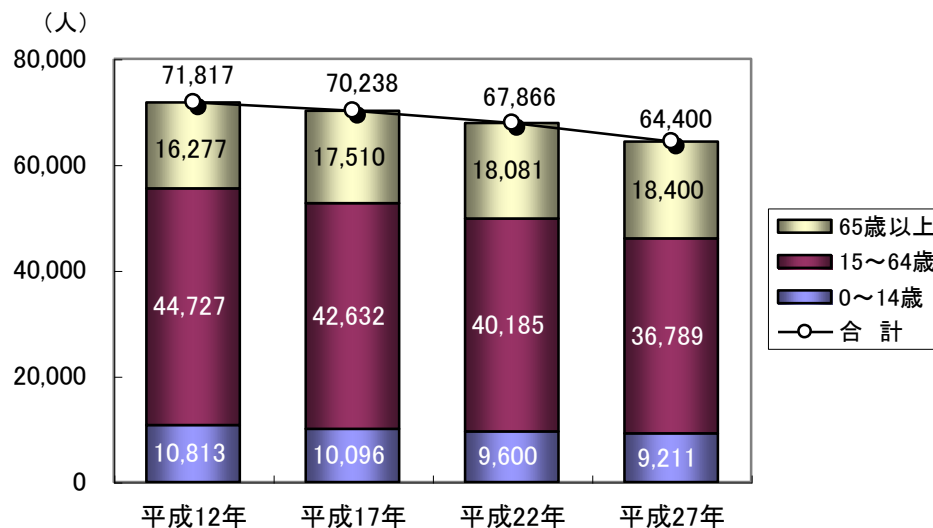
年齢別の推計では、年少人口（0～14 歳）の人口が減少する一方で、高齢人口（65 歳以上）の人口が増加し、少子高齢化が進行すると推計されています。

図表 推計人口

単位：人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
0～14歳	10,813	10,096	9,600	9,211
15～64歳	44,727	42,632	40,185	36,789
65歳以上	16,277	17,510	18,081	18,400
合 計	71,817	70,238	67,866	64,400

資料：国勢調査、事務局推計



※ コーホート（世代）法：過去の2時点（平成7年と12年）における階層の変化率を用いて、この傾向がこのまま続くという仮定で推計する。新たに生まれてくる子供の数については、国立社会保障・人口問題研究所の都道府県別将来推計人口（平成14年3月推計）より、福島県の出生率（中位推計）を用いて推計

(2) 世帯数

伊達5町の世帯数は、平成27年に21,046世帯となり、平成12年に比べ685世帯増加するものと推計されています。

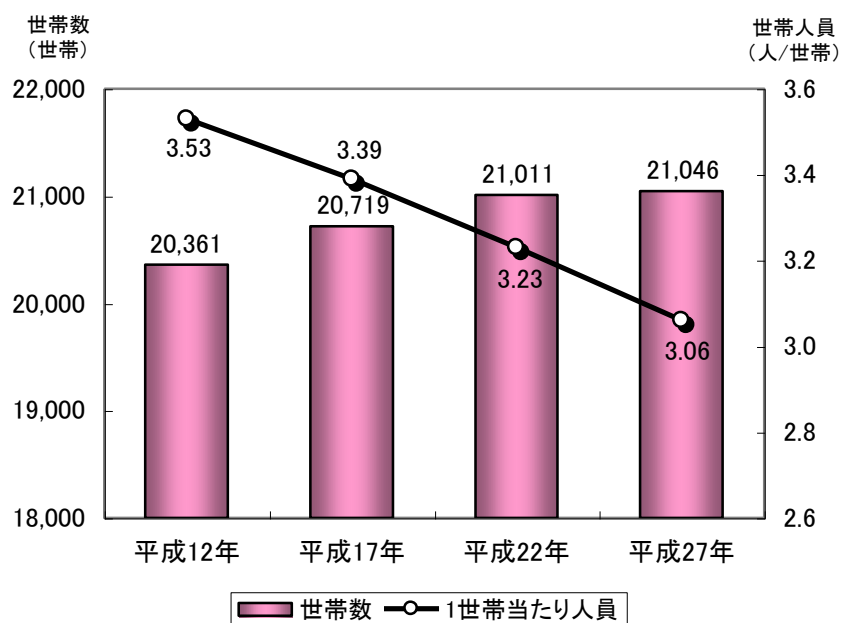
また、1世帯あたりの世帯人員は今後も減少傾向が続き、平成27年には3.06人／世帯になると推計されています。

図表 世帯数の推計

単位：世帯、人／世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	20,361	20,719	21,011	21,046
1世帯当たり人員	3.53	3.39	3.23	3.06

資料：国勢調査、事務局推計



(3) 就業人口

伊達5町の平成27年の就業者数は、平成12年の37,607人から3,539人減少して34,068人になると推計されています。

産業別にみると、第1次産業は今後も減少傾向が続き、平成12年から1,743人減少し、平成27年には4,539人になると推計されています。

第2次産業も今後減少傾向となり、平成12年から3,284人減少し、平成27年には11,245人になると推計されています。

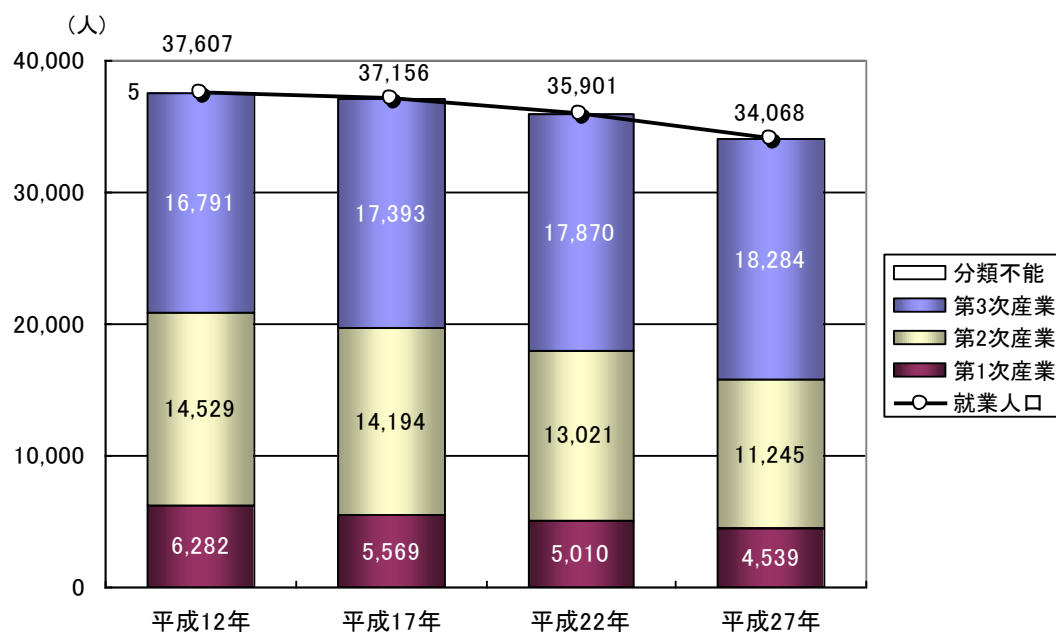
第3次産業は緩やかな増加傾向が続き、平成12年から1,493人増加し、平成27年は18,284人になると推計されています。

図表 就業人口の推計

単位：人、%

	就業人口				構成比			
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業人口	37,607	37,156	35,901	34,068	-	-	-	-
第1次産業	6,282	5,569	5,010	4,539	16.7	15.0	14.0	13.3
第2次産業	14,529	14,194	13,021	11,245	38.6	38.2	36.3	33.0
第3次産業	16,791	17,393	17,870	18,284	44.7	46.8	49.7	53.7
分類不能	5	-	-	-	-	-	-	-

資料：国勢調査、事務局推計



第4章 新市計画（まちづくり）の基本方針

1. まちづくりの課題

（1）旧町のまちづくりの継承・発展と協働のまちづくり

住民意向調査においては、合併によって住民の利便性が低下することや、住民の意思が施策に反映されにくくなるのではといった懸念が寄せられています。

このため、合併の効果を最大限に発揮しつつ、これらの懸念に応えられるような新市の仕組みが求められています。

また、それぞれの地域の個性が失われないよう、これまで各町が進めてきたまちづくりの成果を引き継ぎ発展させるとともに、自主・自立という自治の精神のもと、住民と行政が協働して少子・高齢化や地方分権などの時代の潮流に対応したまちづくりを進めることが必要となっています。

（2）少子高齢社会に対応した、安心できる生活環境の形成

新市では、少子高齢化が今後も一層進行すると予想されます。将来推計からも年少人口は10,813人（平成12年）から平成27年では9,211人と、約1,600人の減少と推計されています。将来のまちづくりの担い手となる子供たちが健全に成長できる環境を整備することは、各町の総合計画などにおいてもまちづくりにおける重要な課題と位置付けられており、住民意向調査でも保健・医療・福祉施策の充実に対する期待は高くなっています。

住民が安心して子供を生み、育てることのできる環境の形成、そして高齢者や障害者を含めたすべての住民が生きがいを持ち、うるおいのある暮らしができるように、地域に根ざした総合的な施策を展開していく必要があります。

また、災害などに備えた防災体制の充実、交通安全対策・防犯対策の充実など、安心して暮らせる環境の形成を図る必要があります。

（３）価値観の多様化に対応した、豊かさを実感できる生活環境の形成

少子高齢化や核家族化の進行と、対人関係の希薄化により、家庭と地域との関わりが低下しつつあります。

将来を担う子ども達が、健全に、心豊かに成長するよう、学校における教育内容及び教育環境の充実を推進する必要があります。また、学校と地域の連携の強化や地域コミュニティへの参加機会の創出などにより、地域との関わりを高めることが必要となっています。

また、住民の生活の質を高め、心豊かな生活を送ることができる環境を形成するため、生涯学習活動や芸術・文化活動の充実、地域間交流の充実に努める必要があります。さらに、心身ともに健康な生活を実現するため、スポーツ・レクリエーションをはじめとする生活環境の充実に努める必要があります。

（４）地域産業の振興・育成

伊達５町の産業は、長引く景気停滞により経営環境は悪化しており、産業全般にわたり後継者や雇用の場の不足、経営基盤の弱体化などの問題を抱えています。

そのため、ニットなどの既存産業の経営体質向上や高度化などに取り組むとともに、新たな産業の創出、農林業における新しい生産物・品種への取り組みなど、地場産業の活力を向上する施策を推進し、環境に配慮した魅力のある産業の振興が求められています。

（５）快適で便利な生活基盤整備

北部の県北都市計画区域などにおいては、下水道などの都市施設の整備が進捗しているものの、南部の霊山町、月舘町では上下水道などの都市施設の整備が遅れています。住民意向調査でも道路や下水道を始めとする社会生活基盤の整備を望む声が高くなっています。

快適で便利な生活環境を形成するためには、地域全体がそれぞれの特性を活かしつつ、生活を支える社会生活基盤の整備・充実が必要です。特に、地域内の交流を促進するための生活道路、地域間を連結する幹線道路など交通網の整備を行うことが重要となっています。

さらに、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを進めるためには、市街地の景観美化、緑化などを推進することが求められています。

（６）広域的な連携・交流の推進

交通環境の向上に伴い住民の生活圏は大きく拡大しており、伊達５町では、通勤・通学、買い物、通院などの生活面、そしてゴミ処理やし尿処理などの行政面において、県都福島市などと深い関わりを有しています。

県都福島市をはじめ隣接する市町村との交流・連携をより一層強化するための道路ネットワークの形成や公共交通の充実を図るとともに、豊かな自然環境やゆとりある生活環境などの地域特性を活かした機能の充実を図り、県北地域の一翼を担う地域としての位置付けを高める必要があります。

（７）自然環境の保全と有効活用

伊達５町は、土地利用のうち森林が 38.8%を占めており、国指定史跡及び名勝・県立自然公園に指定されている霊山をはじめ、豊富な自然環境に恵まれています。

自然環境の保全は地球規模の課題となっていることから、これら貴重な資源である森林、河川などの自然環境の保全に努める必要があります。

また、自然との調和に配慮しつつ、林業をはじめ、レクリエーションやいこいの場、観光など、森林の利活用を促進する必要があります。

さらに、暮らしのあらゆる場面において環境に対する負荷の低減に努め、自然と共生する循環型社会を形成することが求められています。

（８）高度情報化社会に対応した行政サービスの維持向上

中心地域と周辺地域との格差が広がることについての懸念を払拭するような情報通信システムを活用した行政サービスの維持・向上を図ることが必要です。格差のない行政サービスの提供、さらに効率的・効果的なサービスの提供に向けて、各種申請手続きの電子化・オンライン化の推進など、電子自治体構築に向けた対応が求められています。

（９）市民参画の推進

多様化・複雑化する市民ニーズへの確に対応するため、市民と行政での役割分担を明確化するとともに、市民が主体性を持って、積極的にまちづくりに参加することが求められています。

市民一人ひとりの自治意識の醸成を図るとともに、市民・企業・行政がお互いに信頼関係を築きながら、まちづくりのパートナーとして連携・協力していくことが求められています。

(10) 自立できる行財政基盤の確立

経済の低迷、少子高齢化や人口減少などを背景に、国や地方自治体ともに厳しい財政状況が見込まれ、多様な住民ニーズへの対応とともに、自立した財政基盤の確保や効率的な行財政の運営が重要な課題となっています。

より一層の行財政改革を推進し、財政の健全化を図るとともに、効率的・効果的な行財政システムの構築が求められています。

2. まちづくりの将来像

新市の将来の姿を以下のように設定します。

【将来像】

伊達 織りなす未来 ひとつの心

伊達5町は、歴史的に重要な役割を果たし、伊達5町の大地には、古くから人々の営みが脈々と培われ、そこには、かけがえのない優れた文化と伝統が育まれています。

また、阿武隈高地の山々や阿武隈川、その流域に広がる肥沃な農地など、豊かな自然環境に恵まれています。農地からは桃をはじめ、高品質で多様な果物や野菜が生産され、福島県内屈指の農作物の生産地としての地位を築いています。

さらに、東北自動車道や県都福島市への隣接性など都市機能の利便性・多様性にも恵まれ、経済活動においても南東北及び福島地方広域圏域において重要な位置を占めています。

新市は、これらの個性や魅力をもとに、福島県北地域の未来を拓く理想のまちを目指します。

それは、人と人とのつながりを育むあたたかいまちです。田園や里山に抱かれたのどかさや都市的な利便性を兼ね備えた環境のもとで、喜びを持って働き、健康で心豊かに暮らせるまちです。そして、未来を担う子ども達が健やかに成長するまちです。住民はもとより来訪者にも安らぎを与えることができるまちです。

3. まちづくりの基本的考え方

前述の「まちづくりの将来像」を踏まえ、新市のまちづくりを展開する上での基本的な考え方（基本的な取り組み姿勢）を以下のように設定します。

人と人、地域と地域が結び合い、協働するまち

伊達5町が合併して生まれる新しい市では、自然や文化、都市施設などのこれまで各町が育んできた地域の個性や資源を最大限いかすことを基本に考えます。

そのために、それぞれの地域特性を再認識し、お互いを補完しあい、地域と地域が連携したまちづくりに取り組み、次代を拓く新たな魅力の創造を目指します。

また、新市は、県都福島市をはじめ隣接する市町村と住民の生活や行政などにおいて密接な関わりを有しています。今後も、地域の特性を活かしたまちづくりを進め、県北地域の未来を担う都市としての位置付けを高めるまちづくりに取り組みます。

計画段階からの住民意向の把握・反映、または地域のボランティア団体や地域コミュニティ組織との協力体制の構築など、住民参画によるまちづくりを基本に考えます。

行政は、住民が求めるまちの将来像を実現するために、最少の経費で最大の効果が得られるよう公共的な事業やサービスを実施・提供するための舵取りを行う経営体へと変化することが求められています。

そのため、住民の主体的活動、ボランティア^{※1}・NPO^{※2}・民間企業などの特性を活かしながら、それぞれとの協働により公共的な事業やサービスを実施・提供できる体制を構築することを基本に考えます。

^{※1} ボランティア：自発的に無報酬で、福祉などの活動に参加する人

^{※2} NPO：民間の非営利組織のことで、福祉や環境、国際協力、人権問題などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいく組織

第5章 新市の主要施策

1. 地域の魅力を育み、個性かがやくまちづくり

5町のまちづくりの成果の継承・発展と、歴史や伝統、文化、風土が息づき個性が光るまちづくり

(1) 住民が主人公 地域を大切にするまちづくり

合併で区域が広域化することにより、新たな住民の負担が生じたり、行政サービスが低下したりすることがないように、住民の視点に立ったまちづくりを進めます。

また、それぞれの地域の個性が失われないよう、これまで各町が進めてきたまちづくりの成果を引き継ぎ発展させるとともに、住民に身近な課題は地域で解決することができるよう、地域を大切にするまちづくりを進めます。

(2) 地域の自治を推進するまちづくり

これまで各町が育んできた地域の個性や資源を最大限いかしながら、それぞれの地域の実情に応じた住民主体の個性的で魅力あるまちづくりを推進するため、住民の意見が行政施策に反映される住民参画の行政体制・仕組みをつくります。

(3) 地域の魅力を活かしたまちづくりの推進

伝承行事、伝統芸能、郷土料理など地域に根ざした生活・産業文化の保存・継承、田園空間を活用したライフスタイル^{※1}の提案や歴史的街並景観、田園景観、阿武隈の山々に抱かれた山村の風景など、地域の個性を形成する優れた景観等の保存・継承・活用等、地域の魅力を活かした風格あるまちづくりを進めます。

また、計画的な市街地の整備を図るため、地域の特性を活かした都市計画などの土地利用計画を策定し、活力ある地域づくりを進めます。

^{※1} ライフスタイル：生活様式、生活の仕方

施 策 名	施 策 の 概 要
住民が主人公 地域を大切にするまちづくり	・ 住民の利便性に配慮した利用しやすい行政組織の構築 ・ 住民と総合支所との連携協働によるまちづくり ・ 地域振興等の地域政策を担う総合支所の設置
地域の自治を 推進するまちづくり	・ 地域審議会^{※1}の設置 ・ 地域の自治組織の運営支援
地域の魅力を活かした まちづくりの推進	・ 国土利用計画^{※2}の策定 ・ 都市計画マスタープラン^{※3}の策定 ・ 地域に根ざした生活・産業文化の保存・継承 ・ 優れた景観の保存・継承・活用、散策路の整備 ・ 歴史と文化のまちづくり支援 ・ 地域交流拠点の整備

※1 地域審議会：合併関係市町村の区域を単位として設置され、合併市町村の施策に関して合併市町村長から諮問を受け、または必要に応じて長に対して意見を述べるができる、合併市町村の附属機関。長は、新市建設計画を変更しようとするときは、地域審議会の意見を聞かなければならない。

※2 国土利用計画：国土利用計画法に基づいて定められる計画であり、国土利用の基本方向を定めた長期計画として、国土の利用に関する行政上の指針

※3 都市計画マスタープラン：都市計画法第18条の2において「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、まちの将来像を掲げるとともに、それを実現するために土地をどのように利用するか、また、道路や公園などの施設をどのように整備していくかを明らかにするもの

2. 安心して暮らせるまちづくり

全ての市民がお互いを尊重し、助け合いながら生活できる医療・福祉体制の充実、防災・防犯等に対応した住みよいまちづくりと生活環境の整備充実

（１）みんなで支え合う福祉のまちづくり

地域ぐるみで助け合う相互扶助体制の確立に向けて、社会福祉協議会やNPO等の地域福祉団体の育成に努めるとともに、住民意識の高揚を図り、生活の安定・自立に向けて地域が一体となって支え合う体制の構築に努めます。

（２）高齢者・障害者福祉の充実

高齢者や障害者が健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、健康の増進、自立と社会参加を促進するための条件整備を進めるとともに、安心して生活を送れるよう、保健・医療・福祉が連携した総合的なサービス体制の充実に努めます。

（３）子育て支援の充実

安心して子どもを産み育てることができる環境を形成するため、乳児保育をはじめとする多様なニーズに対応した保育サービスなどの充実を推進します。また、子どもが健やかに成長する環境の形成に向けて行政や企業など地域ぐるみでの子育て支援体制の充実に努めます。

（４）地域医療体制の整備充実

市民がいつでも適切な医療サービスを受けられるよう、総合的な医療体制の充実を図るとともに、医療機関との連携を強化し、地域医療サービスの充実に努めます。

（５）健康づくりの推進

市民が生涯を通じて健康に過ごせるよう、各種検診などの予防対策といった「二次予防」にとどまらず、病気を予防するための生活習慣の改善と健康の保持・増進のための「一次予防」に重点をおいた健康づくり運動を推進します。

（６）消防・防災体制の強化

火災、水害、地震などの災害に備えた防災対策、及び災害を未然に防止するための治山・治水対策の推進、災害発生時に迅速に対応できる復旧体制の構築に努めます。また、地域防災計画^{※1}の作成や自主防災組織の育成・強化を図り、市民の防災意識の向上に努めるとともに、消防・防災体制を充実し、安心して生活できる環境を形成します。

（７）交通安全・防犯体制の充実

市民を事故や犯罪から守るため、交通安全対策と防犯対策を推進します。また、悪徳商法や詐欺行為から消費者を守るため、市民生活相談体制の充実及び正しい消費知識の普及と情報提供に努めます。

（８）ユニバーサルデザイン^{※2}のまちづくり

道路等の都市基盤や公共交通機関、その他公共施設において、ユニバーサルデザインの導入を進め、高齢者や障害者だけでなく、全ての人が使いやすく、移動しやすい環境を整備します。

施 策 名	施 策 の 概 要
みんなで支え合う 福祉のまちづくり	・ 地域福祉計画^{※3}の策定 ・ 社会福祉協議会の運営支援 ・ 地域福祉団体活動の支援 ・ 地域福祉拠点施設の整備
高齢者・障害者福祉の充実	・ 高齢者・障害者の生活支援 ・ 高齢者の交流機会の創出 ・ 障害者の社会参加の促進 ・ 介護保険制度の安定的運営 ・ 高齢者・障害者福祉施設の整備

※1 地域防災計画：災害対策基本法第42条の規定に基づく法定計画であり、市町村防災会議が定める

※2 ユニバーサルデザイン：老若、健常者・障害者のわけ隔てなく誰もが利用しやすい「すべての人のためのデザイン」。「障害、障害者」に対する人々の意識を変えようと、デザインにおけるバリアフリー（段差や仕切りをなくすなど障壁のない状態）の概念をより一般的にしたもの

※3 地域福祉計画：高齢者・障害者・児童・保健医療の4分野に関わる総合的・体系的な福祉計画。地域福祉の基本的課題及び施策の目標を定める

子育て支援の充実	・ 子育て支援の充実 ・ 保育サービスの充実 ・ 学童保育※¹の充実 ・ 児童福祉施設の整備
地域医療体制の整備充実	・ 休日診療体制の充実 ・ 救急医療体制の充実 ・ 病診連携及び広域ネットワークの充実 ・ 保健・医療のネットワークの充実 ・ 地域医療施設の整備
健康づくりの推進	・ 健康増進計画※²の策定 ・ 各種検診の充実 ・ 健康維持・増進対策の強化 ・ 健康づくり拠点施設の整備
消防・防災体制の強化	・ 地域防災計画等の策定 ・ 自主防災組織の育成・強化 ・ 防災意識の普及・啓発 ・ 広域的な相互応援協力体制の確立 ・ 災害復旧体制の充実 ・ 消防施設の整備 ・ 避難路・避難場所の整備 ・ 内水排除ポンプの設置 ・ 治山・治水施設の整備促進
交通安全・防犯体制の充実	・ 交通安全思想の啓発 ・ 地域防犯体制の充実支援 ・ 防犯意識の高揚 ・ 消費者相談体制の充実及び消費被害の未然防止 ・ 交通安全施設の整備 ・ 防犯施設の整備
ユニバーサルデザインの まちづくり	・ ユニバーサルデザイン整備指針の策定 ・ ユニバーサルデザインの普及啓発 ・ 公共施設及び主要な歩道のユニバーサルデザイン化

※¹ 学童保育：親が働いていて放課後の保育が十分保障されない子どもたちに対し、家庭にかわる保育を行う施設、事業

※² 健康増進計画：健康増進法に基づく計画。同法第8条2項で、市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康増進の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めると規定している

3. 豊かな心を育むまちづくり

豊かな人間形成・教育環境整備と、次の時代を担う優れた人材の育成

(1) 教育環境の充実

人間形成の基礎を担う幼児教育の充実を図ります。また、小・中学校教育においては、社会の変化に主体的に対応できる生きる力の育成や特色ある学校づくり、基礎学力の向上を目指すとともに、学校施設の計画的な改修・整備など、教育環境の充実に努めます。高等学校教育については、教育内容の充実が図られるよう、特色ある学校づくりを支援します。

(2) 生涯学習活動の推進

市民が主体的に学習できるよう、生涯学習を推進するシステムの構築を図るとともに、多様な学習機会と学習成果が活かされる場の提供及び学習意欲の高揚に努めます。

(3) 青少年の健全育成

青少年の健やかな心身の成長を図るため、家庭・学校・地域社会が一体となって青少年の地域コミュニティへの参加や学習機会の提供、相互交流の充実などに努めます。

(4) 地域文化の継承と振興

優れた芸術・文化にふれる機会の充実、文化活動団体への支援や指導者の育成・確保を図り、文化の振興に努めます。また、文化財の発掘・保存・活用を図り、郷土の歴史と文化に対する理解と意識の高揚に努めます。

(5) スポーツ・レクリエーションの振興

市民が生涯を通じて気軽にスポーツを行うことができるよう、施設の充実と参加機会の創出に努めます。

(6) 男女共同参画の促進

固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に努めます。

（７）地域間交流や国際交流の推進

伝統文化、自然環境、観光資源、交通基盤などの新市の個性を活かし、都市部の子どもたちの農業体験や食農教育などの受け入れなど、交流機会の創出に努めます。

異文化への理解や国際的な視点を養うなど、多様な国際交流機会を創出し、国際化の進展に対応したまちづくりを推進します。

（８）次代を担う創造的人材の育成

明日の地域社会を支える市民一人ひとりの可能性を引き出し、持てる力を十分に発揮できるよう、創造的な人材の育成・支援を進めるとともに、そのための環境整備に努めます。

施 策 名	施 策 の 概 要
教育環境の充実	・ 教育内容の充実 ・ 児童生徒の心と体の健康教育 ・ 幼児教育の充実 ・ 特別支援教育の充実 ・ 外国人英語教諭等派遣の推進 ・ 学校図書館教育の充実、機能の充実 （図書館情報ネットワーク事業） ・ 幼稚園の整備 ・ 小中学校の整備、設備の充実
生涯学習活動の推進	・ 生涯学習推進計画^{※1}の策定 ・ 生涯学習推進体制の整備 ・ 多様な学習機会の創出 ・ 各施設間のネットワーク化 ・ 生涯学習施設・多目的ホールの整備
青少年の健全育成	・ 学校・家庭・地域の連携の強化 ・ 学校外活動拠点の形成 ・ 青少年教育の充実

^{※1} 生涯学習推進計画：生涯学習社会の形成を目指した市民一人ひとりの自発的・主体的な学習が円滑に進められるための支援と、学習成果を活かした生涯学習によるまちづくりを進めるために、市民と行政が協働で推進する指針

地域文化の継承と振興	・ 文化活動団体への支援 ・ 芸術文化の振興 ・ 文化財の保護・保存・活用・継承 ・ 文化財の周辺整備 ・ 地域文化継承施設の整備
スポーツ・ レクリエーションの振興	・ スポーツ・レクリエーションの参加機会の拡大 ・ スポーツ・レクリエーションの指導体制の充実 ・ スポーツ団体の育成・支援 ・ スポーツ施設ネットワーク化 ・ 社会体育施設の整備
男女共同参画の促進	・ 男女共同参画基本計画※¹の策定 ・ 意識啓発の推進 ・ 社会参画の促進
地域間交流や 国際交流の推進	・ 国内交流の推進 ・ 都市との交流推進 ・ 国際交流の推進
次代を担う 創造的人材の育成	・ 人材の育成・支援

※¹ 男女共同参画基本計画：男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画

4. 活力みなぎるまちづくり

活力の源となる地域産業の基盤強化と振興、将来の発展に向けた取り組み

(1) 農林業の振興

農業経営の安定・強化、他産業並の農業所得の確保、農山村の振興等を図るため、基盤整備などのハード事業とともに、複合経営の推進や野菜・果樹等の更なる振興、農産物の産地化・ブランド化の確立に努めます。また、優良農地の維持・保全や遊休農地の有効活用を促進し、認定農業者等担い手の育成・確保と新規就農者等の受け入れ体制整備に努めます。

消費者の食に対する安全・安心への要望の高まりに対応するため、消費者ニーズにあった安全な農業生産体系の構築に努めるとともに、生産者と消費者を結ぶ仕組みづくりを支援します。

地球温暖化の緩和、水源かん養、生態系の保全など、森林の果たす多面的な機能を保持するため、林業の振興を図ります。

(2) 商工業の振興

生活に密着した地元商店街の活性化や再生を図るため、経営者の意識向上や経営体質強化の支援、空き店舗対策、TMO^{※1}による集積・活性化対策等、魅力ある買物空間の形成に努めます。

製造業の持続的な活性化を図るため、企業の誘致、ニットなど地域産業の付加価値の拡大・ブランド化、特産品の開発、異業種・同業種交流や産学官の連携などのネットワークの形成に努めます。また、既存工業の合理化や高度化など、競争力の強化に向けた取り組みを支援します。

(3) 地域資源を活かした観光・レクリエーションの振興

観光・レクリエーションの振興を図るため、地域の優れた自然環境や史跡など地域資源を活用するとともに、観光農業^{※2}やグリーン・ツーリズム^{※3}も積極的に推進し、体験型・滞在型の観光・交流拠点づくりに努めます。

観光行動の広域化への対応や観光地の魅力の向上を図るため、地域内及び周辺地域の観光資源のネットワークの形成に努めます。また、インターネットなどを活用し、観光情報などを国内外に積極的・効果的に発信します。

^{※1} TMO（タウンマネジメント機関）：商店街、行政、市民その他事業者等地域を構成するさまざまな主体が参加し、広範な問題を内包するまちの運営を横断的・総合的に調整・マネジメント・プロデュースし、中心市街地の活性化と維持に主体的に取り組むための機関

^{※2} 観光農業：各種の体験農園や作物の収穫など、消費者が年間を通して幾度となく産地に出かけ、生産者と交流する余暇活動

^{※3} グリーン・ツーリズム：緑豊かな農村漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動

(4) 多様な雇用機会の創出

産業支援や起業支援、生活支援型新産業の創出などを進め、年齢や性別を問わず意欲のある人が就業できる雇用の受け皿づくりに努めます。また、技術革新や情報化など雇用環境の変化に対応するため、職業訓練や職業能力開発の充実など総合的な雇用対策に努めます。

施 策 名	施 策 の 概 要
農林業の振興	・ 農業振興地域整備計画^{※1}の策定 ・ 農業農村整備事業管理計画^{※2}の策定 ・ 森林整備計画^{※3}の策定 ・ 新規就農者・認定農業者の育成 ・ 農林畜産物の振興・開発と産地化・ブランド化 ・ 環境にやさしい農業の推進 ・ 農林業生産基盤の整備 ・ 農村生活基盤の整備 ・ 森林資源の保全・整備
商工業の振興	・ 企業立地環境の整備 ・ 企業等の積極的な誘致 ・ 中小企業の支援 ・ 商工団体等の活動支援 ・ 魅力ある商店街の環境整備 ・ TMOの支援
地域資源を活かした観光・レクリエーションの振興	・ 体験型・滞在型観光・交流の推進 ・ 地域のまつり・イベントの支援 ・ 地域イメージの向上とPRの推進 ・ 観光資源の保全と基盤の整備
多様な雇用機会の創出	・ 総合的な雇用対策の推進 ・ 関係機関・企業との連携による雇用拡大 ・ 雇用情報の提供 ・ 再就職希望者への支援 ・ 起業家への支援

※1 農業振興地域整備計画：県知事より農業振興地域の指定を受けた市町村が、10年間を見通して、農用地等として利用すべき土地の区域(農用地区域)を定めた農用地利用計画のほか、農業生産基盤、農業近代化施設の整備等の計画からなる長期計画

※2 農業農村整備事業管理計画：市町村が他の事業計画や地域振興計画との整合を図りながら自ら今後の農業農村整備事業の計画を管理するもの

※3 森林整備計画：地域森林計画対象民有林が所在する全ての市町村が、当該市町村内の民有林について、地域森林計画に適合し、造林から伐採に至る施業の実施基準等に関して5年毎に立てる10年間の計画

5. 快適で便利なまちづくり

各地域の個性を活かし、地域内外との交流・連携を促進、発展するための取り組み

（１）新市の一体化を進める道路体系の整備

通勤、通学、通院、買い物など日常生活における利便性の向上と新市としての一体性を高めるとともに、県都福島市をはじめ隣接する市町村との連携を強化するため、道路ネットワークの充実を図ります。

（２）くらしの利便性向上・交流のための公共交通の充実・強化

J R東北本線や阿武隈急行、バスなどの公共交通の利便性の向上に努めます。高齢化社会に対応し、地域に密着した身近な移動手段を確保するため、既存のバスルートの確保を図るとともに、地域密着型のきめ細かな公共交通体系の構築に努めます。

（３）未来に向けた高度情報通信基盤の整備

行政情報や防災情報、生活関連情報を地域格差なく享受できるよう、情報通信技術の発達に対応した高度な情報網などの整備促進に努めるとともに、市民が情報通信技術を有効に活用できる技能の向上に努めます。

（４）快適な居住環境の形成

新市への定住を促進するため、自然環境と調和した適正な土地利用を図りながら、良好な住宅地の供給に努めます。また、福祉面や景観に配慮し、公営住宅等の計画的な整備・改善を推進し、質の高い居住環境の形成に努めます。

（５）快適な水環境の形成

安全な水道水の安定的な供給を図るため、未給水区域の解消に努めます。また、老朽化の進む水道施設の更新を進めるとともに、耐震性などの向上に努めます。

良好な居住環境の形成と河川の汚染防止を図るため、下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽の設置など、地域に適した排水・污水处理施設の整備を推進します。

施 策 名	施 策 の 概 要
新市の一体化を進める 道路体系の整備	・ 国道・県道の整備促進 ・ 幹線道路の整備^{※1}（１・２級市道） ・ 地区・生活道路の整備
くらしの利便性向上・交流の ための公共交通の充実・強化	・ 公共交通の安定確保 （子どもや高齢者の移動手段確保） ・ 駅及び駅周辺の整備
未来に向けた 高度情報通信基盤の整備	・ 地域イントラネット^{※2}による情報提供 ・ ケーブルテレビ^{※3}の運営 ・ 電子自治体^{※4}の構築 ・ 地域情報基盤の整備
快適な居住環境の形成	・ 住宅マスタープラン^{※5}の策定 ・ 地域景観形成の推進 ・ 公営住宅^{※6}の整備 ・ 住宅地の造成
快適な水環境の形成	・ 合併処理浄化槽の設置支援 ・ 上水道の整備 ・ 簡易水道の整備 ・ 公共下水道の整備 ・ 農業集落排水施設の整備 ・ 排水路の整備

※1 幹線道路：原則２車線道路であり、集落相互を連絡する生活関連道路の骨格を構成し、主要幹線道路（高速道、一般国道など）を補完するものでアクセス機能や走行の円滑性、快適性を重視した道路である

※2 地域イントラネット：地域情報の拠点となる情報センターを整備し、センターと市役所、公民館、小・中学校間の情報通信ネットワークを構築することにより、遠隔行政相談、遠隔授業の実施や行政情報、福祉支援情報等の各種情報の提供

※3 ケーブルテレビ：光ファイバ・ケーブルや同軸ケーブルなどで構成された、大量の情報を伝送可能なネットワークを使ってテレビ信号などを送信するシステム

※4 電子自治体：情報通信技術（ＩＴ）を活用し、市民や事業者などに対し各種行政サービスを行う自治体

※5 住宅マスタープラン：住み良い「住まい」や「まち」をつくっていくために、将来の目標や取組みの基本方針、施策などを定めた住宅・住環境に関する総合的な計画

※6 公営住宅：公営住宅法に基づき、事業主体（地方公共団体：都道府県又は市町村）が整備し管理運営される低所得者向け賃貸住宅です。家賃は、入居者の収入や住宅の規模等により決定されます

6. 自然と共生するまちづくり

豊かな自然環境の保全・利活用を行い、次の世代につながる自然と同調した循環型地域社会の形成

(1) 自然環境の保全

自然保護意識の啓発や美化運動を推進し、自然を大切にする心を育み、貴重な自然を次世代に継承します。

水源かん養や土砂災害防止、多種多様な生物の生息空間確保など森林や河川・湖沼の持つ機能強化を図るため、森林や里山・水辺空間の適正な管理を行い、健全な自然環境の保全に努めます。

(2) 身近に親しまれるいこいの場の整備

子どもたちが安心して自然とふれあうことができる空間を創出するため、身近な公園、水辺を利用した親水性の高い憩いとレクリエーションの場などの整備を推進します。

(3) 省資源やリサイクル活動の推進

身近な自然はもとより、地球環境にやさしい省エネルギー型社会・循環型社会の構築に向けて、地域社会全体での省エネルギーやリサイクルの取り組みを進めます。

廃棄物の適正処理を進めるため、住民や企業への啓発活動の推進など、減量化・再資源化の促進に努めます。

(4) 環境教育などの意識啓発

行政・研究機関・事業者・学校などとの連携による環境学習プログラムの構築など、子どもたちや市民・事業者に向けた啓発活動の促進に努めます。

施 策 名	施 策 の 概 要
自然環境の保全	・ 環境基本計画※¹の策定 ・ 地球温暖化対策実施計画※²の策定 ・ 新エネルギービジョン※³の策定 ・ 廃棄物不法投棄対策の強化 ・ 水質保全対策の強化 ・ 環境保全活動の推進 ・ 自然保護対策の推進
身近に親しまれる いこいの場の整備	・ 緑の基本計画※⁴の策定 ・ 公園等の整備
省資源や リサイクル活動の推進	・ 省エネルギーの推進 ・ 廃棄物減量化の推進 ・ リサイクルの推進
環境教育などの意識啓発	・ 環境問題に関する意識啓発の推進 ・ 地域活動団体との連携 ・ 環境教育、環境学習の推進

※¹ 環境基本計画：行政、市民、事業者が、それぞれの立場で環境への負担を低減する計画

※² 地球温暖化対策実施計画：地球温暖化対策推進法の改正により「都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。」と法的に位置付けられた。

※³ 新エネルギービジョン：地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を抑制し、エネルギー安定供給確保に役立つ新エネルギーの導入を地域レベルで促進するためのもので、市町村が策定する

※⁴ 緑の基本計画：都市緑地法第4条に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと

7. 協働の自立したまちづくり

市民ニーズや価値観に対応した効率的な行政を行うための経営体としての行政組織の確立と、市民等との協働による主体的な自治運営のための役割分担

(1) 地方分権社会に対応する自治体の構築

行政サービスの高度化を図るため、行政課題や行政需要に的確かつ柔軟に対応できる機能性を重視した組織機構の編成に努め、職員の意識改革・能力開発や専門的知識・技術を持った人材の確保を図るなど、地方分権社会を支え、経営体として自立できる行政体制の確立に努めます。

また、市民のための市政であることを常に意識し、簡素にして効率的なわかりやすい行政運営に努めます。

(2) 効果的な行政投資と健全な財政運営

市民の満足度が高い行政サービスを将来にわたって維持し向上させるため、合併効果を最大限に活かして限られた財源の有効活用を図り、財政基盤の確立に努めます。

また、事務事業の有効性や効率性を常に点検する政策評価システムの確立を図るなど、効果的な財政投資に努めるとともに、中・長期的な見通しのもと、財政の健全な運営に努めます。

(3) 市民が参画するまちづくりの推進

市民・企業・行政が一体となった協働によるまちづくりを積極的に推進するため、市民の自主的な活動を支援し、コミュニティの充実を図るとともに、市民参加機会の拡大・市民参画の推進に努めます。

現在の地域の自治組織の枠組みを新市においても引き継ぎ、福祉活動や環境美化活動、伝統・文化の継承など、従来から地域の公共的課題を主体的に担ってきた自治会などによる地域のコミュニティ活動をさらに発展的に展開することを目指して、身近な公共的課題を新市と地域住民が協働して担う仕組みづくりを進めます。

また、これら活動の中心となるリーダー的人材の育成を図りながら、市民の自助努力・参加意欲を喚起するなど活動基盤の強化に努めます。

(4) 情報の共有化・広報広聴活動の充実による市民との連携

市民と行政の信頼関係を築き連携するまちづくりに向けて、情報公開制度や広報広聴活動を充実し、透明性の高い開かれた行政を推進します。

施 策 名	施 策 の 概 要
地方分権社会に対応する 自治体の構築	・ 行政改革大綱^{※1}の策定 ・ 定員適正化計画^{※2}の策定 ・ 適正な組織再編と人員配置の推進 ・ 専門職の育成・確保と職員の資質向上
効果的な行政投資と 健全な財政運営	・ 行政評価システム^{※3}の導入 ・ 効率的・効果的な施設運営の推進 ・ P F I ^{※4}方式等新たな整備手法の導入検討 ・ 中・長期財政計画の策定 ・ 庁舎の整備・改修
市民が参画する まちづくりの推進	・ 市民参画の推進 ・ ボランティア・N P O団体の育成と支援 ・ 各種団体のネットワークの構築 ・ 地域リーダーの育成
情報の共有化・広報広聴活動 の充実による市民との連携	・ 情報公開の推進 ・ 広報広聴活動の充実 ・ パブリックコメント制度^{※5}の導入

※1 行政改革大綱：行財政の効率化や事務事業等の見直しをし、急変する社会情勢に対応するよう簡素で効率的な行財政の確立により住民福祉の向上を図るため、具体的な計画をまとめたもの

※2 定員適正化計画：行政サービスの質を低下させることなく、効率的な行政運営を行い、定員の適正化に努めるために推進している計画

※3 行政評価システム：顧客（市民）ニーズに基づく行政サービスを、効果的、効率的に提供するために、行政サービスの効果について、目標を明確にし、客観的な評価を行い、その評価結果に基づいた改善を、次の企画立案、実施に反映させる仕組み

※4 P F I：（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）公共部門によって行われてきた「社会資本形成を伴う公共サービスの提供」の分野において、民間事業者の資金、経営能力、技術的能力等を活用して、より効率的・効果的な公共サービスを民間から調達するための手法

※5 パブリックコメント制度：市の重要な施策や計画などを策定していく中で、その計画などの素案を公表し、広く市民の皆さんに意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して決定していく制度

第6章 新市における福島県事業

(1) 福島県の役割

福島県は、平成15年1月に策定した「福島県市町村合併支援プラン」において、自主的・主体的な検討の結果、合併することとした市町村の新たなまちづくりなどを支援することとしています。

また、平成12年度に策定した「福島県新長期総合計画『うつくしま21』」の地域構想において、県北地域を「自然の恵みと都市の魅力が調和した学術研究文化交流圏」として位置づけています。それに基づき平成13年度に策定した「うつくしま建設プラン21」において、この地域の将来像の実現に向け、自然環境の維持、保全的活用、環境と調和した治山・治水事業の推進を図り、さらにこれらをネットワークする基盤整備を促進させることにより、経済・文化面で本県をリードする生活圏域形成をめざし、広域の連携・交流の促進強化、自然環境に配慮した安全・快適な社会資本の整備、快適でやさしいまちづくりの3つの視点から、住宅・社会資本の整備を進めることにしています。

伊達5町の地域は、県北地域のうちの広大な範囲を有しており、合併により誕生する新市のまちづくりを支援することは、この地域構想を実現し、県土の発展を図る上からも非常に重要な意義を有しています。

以上のことから、福島県は、新市の均衡ある発展を目指して、新市と連携を図りながら、必要な支援を行います。

(2) 新市における福島県の実業

1) 農業生産基盤及び農村生活環境の整備

新市においても農業を基幹産業と位置づけ、その振興を図るため、農道整備、用排水路整備、ため池整備、湛水防除等、生産性向上のための農業生産基盤の整備を行います。これと併せて活力ある農村づくりを促進するため、農村生活環境の整備を推進していきます。

2) 安全・快適な生活基盤の創出

阿武隈川の上流水域に所在している新市の水環境を保全することは、新市の住民の生活環境を保全するとともに、下流域の地域の住民の生活環境を保全するためにも重要な意味を有していることから、広域的な循環型社会の確立を図るため、阿武隈川上流流域下水道の整備を計画的に推進します。

集中豪雨等が生じても新市の住民が安心して生活できるよう、河川改修事業等を進めます。

また、土砂災害を未然に防止し安全で安心できる地域の暮らしを支えるため、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等を進めます。

森林のもつ多面的機能を高度に発揮させるため、森林施策の推進と基盤となる林道の整備を一体的に進めます。

3) 新市の一体性の確保とネットワーク型生活圏の形成

新市においては、阿武隈川を挟んだ東西地域の均衡ある発展を図り、魅力あるまちづくりを進めるため交流・連携をさらに促進し、速やかな一体化を図る必要があります。

そのためには、交通ネットワークにより連携を深めることが必要であり、阿武隈川を挟んだ東西地域を結ぶ幹線道路をはじめ、新市の各地域間及び隣接する他地域間との交流基盤の整備が求められています。

このため、市道との連携を図りながら幹線道路となる国道や主要地方道路等の整備を推進します。

さらに、市街地の円滑な交通の確保や安全・快適な生活環境の実現のため市街地道路についてもまちづくりと一体となり、計画的に整備を推進します。

また、国道4号の整備促進を要望していきます。

4) 新市移行に伴う支援

市制施行に伴い、生活保護等の福祉関係事務など福島県から新たに移譲される事務を新市において円滑かつ適切に実施できるよう、必要な助言と人的支援を行います。

また、合併後の新市における学校教育の指導体制の確保のため、必要な助言や人的支援を行います。

第7章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特殊性や市域全体のバランス、さらには財政状況を勘案しながら、適正配置により整備を図っていきます。

新たな公共的施設の整備にあたっては、計画の段階から住民参加を基本に、類似施設の重複整備を避け、効率的・効果的な整備や管理運営となるよう十分に検討を行い、将来人口や地域の特殊性も考慮しながら、新市の均衡ある発展に努めていきます。

新市の本庁舎については、行財政運営の効率化と健全化を図るため、適正規模、財政状況及び住民の利便性などを総合的に勘案しながら整備していきます。なお、合併に伴い総合支所となる旧役場庁舎等については、情報ネットワークの形成など必要な機能やシステムの整備充実を図るとともに、組織・機構の再編に伴う適切な整備改修を進め、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮していきます。

小学校・中学校施設については、将来人口や地域の特殊性を考慮しながら、適正規模のあり方などの議論を進め、地域住民の十分な合意を得ながら、適正配置に努めていきます。

なお、耐震の劣る施設は、必要に応じて耐震改修を行っていきます。

第 8 章 財政計画

1. 財政計画策定に当たっての主な前提条件

新市における財政計画は、歳入歳出の各項目に、過去の実績、経済情勢や人口推移などを勘案し、平成 17 年度から平成 27 年度までの 11 年間について普通会計ベースで作成したものです。

作成にあたっては、現行制度を前提とした上で、地方財政を取り巻く厳しい財政状況の下でも健全な財政運営が行えるようにすることを基調として、合併に伴う節減効果、国・県による財政支援措置を組込むなど、合併による効果を活用しました。

なお、新市においては、この計画を基本に国・県の財政改革等の動向を的確に捉え、毎年度歳入・歳出に検討を加えて健全な財政運営を行っていくものです。

(1) 歳入における主な前提条件

① 地方税

今後の人口推移などを踏まえ、現行制度を基本として算定しました。

② 交付金

利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金については、現状どおりの額を見込みました。なお、地方消費税交付金については、現状の額を基に将来推計人口を勘案して算定しています。

③ 地方交付税

普通交付税の算定の特例により積算し、合併に伴う交付税措置分を見込みました。

なお、将来の財政の見通しが立てにくい状況の中にあって、現段階で想定される人口推移による影響のほか、地方債借入に伴う交付税措置分を見込みました。

④ 国庫支出金・県支出金

一般行政経費分は、過去の実績などにより算定し、合併に伴う財政支援分等を見込みました。

⑤ 諸収入

過去の実績を基に見込みました。

⑥ 地方債

新市建設計画の事業実施に伴う合併特例債に加え、通常の地方債も見込みました。

合併特例債は、新市建設計画に基づく主な事業及び合併後の地域振興のための基金造成などへの充当を見込みました。

(2) 歳出における主な前提条件

① 人件費

合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減や、合併に伴う特別職の削減を見込みました。

② 扶助費

過去の実績を基に高齢者福祉などへの対応を勘案して算定した額に、市制施行に伴う生活保護等に要する経費を加算して見込みました。

③ 公債費

これまでの地方債に対する償還予定額に、新市建設計画の事業実施に伴う新たな地方債の償還見込額を加えて算定しました。

④ 物件費

過去の実績により算定し、合併に伴う事務経費の節減効果を見込みました。

⑤ 補助費等

過去の実績により算定し、合併に伴う事務経費の節減効果を見込みました。

⑥ 繰出金

特別会計への繰出金の過去の実績から今後の推移を想定して見込みました。

⑦ 積立金

年度間の財源を調整するための財政調整基金のほか、合併後の地域振興のための基金への積立を見込みました。

⑧ 普通建設事業費

新市建設計画に基づく事業及びその他の事業に要する経費について、健全な財政運営を行うことができる範囲の額を見込みました。

2. 財政計画

歳 入

(単位：百万円)

項 目	H17	H18	H19	H20	H21
市 税	5, 140	5, 117	5, 095	5, 072	5, 050
地方譲与税	545	545	545	545	545
利子割交付金	44	44	44	44	44
配当割交付金	3	3	3	3	3
株式等譲渡所得割交付金	1	1	1	1	1
地方消費税交付金	597	593	589	584	580
ゴルフ場利用税交付金	28	28	28	28	28
自動車取得税交付金	161	161	161	161	161
地方特例交付金	181	181	181	181	181
地方交付税	9, 651	10, 010	9, 805	9, 687	9, 435
交通安全対策特別交付金	11	11	11	11	11
分担金及び負担金	229	229	229	229	229
使用料及び手数料	394	394	394	394	394
国庫支出金	1, 313	1, 509	1, 508	1, 287	1, 287
県支出金	1, 081	1, 079	1, 079	1, 078	1, 078
財産収入	11	11	11	11	11
繰入金	160	0	0	0	19
繰越金	110	0	393	450	144
諸収入	855	855	855	855	855
地方債	3, 573	3, 568	3, 537	2, 425	2, 425
合 計	24, 088	24, 339	24, 469	23, 046	22, 481

歳 入

(単位：百万円)

項 目	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市 税	5, 027	4, 999	4, 969	4, 941	4, 912	4, 882
地方譲与税	545	545	545	545	545	545
利子割交付金	44	44	44	44	44	44
配当割交付金	3	3	3	3	3	3
株式等譲渡所得割交付金	1	1	1	1	1	1
地方消費税交付金	576	571	566	561	555	551
ゴルフ場利用税交付金	28	28	28	28	28	28
自動車取得税交付金	161	161	161	161	161	161
地方特例交付金	181	181	181	181	181	181
地方交付税	9, 359	9, 122	9, 046	8, 970	8, 894	8, 893
交通安全対策特別交付金	11	11	11	11	11	11
分担金及び負担金	229	229	229	229	229	229
使用料及び手数料	394	394	394	394	394	394
国庫支出金	1, 287	1, 287	1, 287	1, 287	1, 287	1, 287
県支出金	978	978	978	978	978	978
財産収入	11	11	11	11	11	11
繰入金	0	0	0	0	0	0
繰越金	0	109	152	277	280	218
諸収入	855	855	855	855	855	855
地方債	2, 425	2, 425	2, 425	2, 425	2, 425	2, 425
合 計	22, 115	21, 954	21, 886	21, 902	21, 794	21, 697

歳 出

(単位：百万円)

項 目	H17	H18	H19	H20	H21
人件費	5,499	5,189	5,026	4,919	4,803
扶助費	1,926	2,199	2,208	2,217	2,226
公債費	3,240	3,491	3,691	3,879	3,779
物件費	3,500	3,287	3,254	3,222	3,189
維持補修費	199	203	206	211	215
補助費等	3,142	3,094	3,045	2,996	2,948
繰出金	2,194	2,211	2,228	2,245	2,261
積立金	1,225	1,160	1,357	225	72
うち地域振興基金	1,170	1,160	1,160	0	0
投資・出資金・貸付金	436	404	310	310	310
普通建設事業費	2,727	2,708	2,694	2,678	2,678
うち合併特例債事業分	2,299	2,299	2,299	2,299	2,299
合 計	24,088	23,946	24,019	22,902	22,481

歳 出

(単位：百万円)

項 目	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人件費	4, 718	4, 656	4, 539	4, 477	4, 408	4, 310
扶助費	2, 236	2, 244	2, 252	2, 260	2, 268	2, 276
公債費	3, 710	3, 557	3, 504	3, 559	3, 625	3, 572
物件費	2, 957	2, 924	2, 891	2, 859	2, 826	2, 793
維持補修費	220	224	228	232	237	241
補助費等	2, 899	2, 850	2, 802	2, 753	2, 704	2, 656
繰出金	2, 278	2, 304	2, 329	2, 355	2, 380	2, 406
積立金	0	55	76	139	140	109
うち地域振興基金	0	0	0	0	0	0
投資・出資金・貸付金	310	310	310	310	310	310
普通建設事業費	2, 678	2, 678	2, 678	2, 678	2, 678	2, 678
うち合併特例債事業分	2, 299	2, 299	2, 299	2, 299	2, 299	2, 299
合 計	22, 006	21, 802	21, 609	21, 622	21, 576	21, 351